

平成 26 年 9 月 9 日（火曜日）

決算審査特別委員会会議録
（第 1 日目）

平成26年決算審査特別委員会第1日目

平成26年9月9日(火)

出席委員(9名)

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 鍬 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	

欠席委員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	総務課財政管財班長 小野 芳喜
総務課長 中山 進	代表監査委員 林 恭司
まちづくり課長 沼澤 繁夫	監査事務局長 高橋 明彦
税務福祉課長 矢作 めぐみ	農業委員会会長 加藤 勝義
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教育委員長 太田 二三男
地域整備課長 矢野 正	教育長 齊藤 渉
会計管理者 結城 恵美	教育次長 伊藤 幸一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 明彦	主 査 大場 由美子
--------------	------------

本日の会議に付した事件

認定第1号 平成25年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号 平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
認定第3号 平成25年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号 平成25年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
認定第5号 平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第6号 平成25年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第7号 平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
財産に関する調書の審査

午前11時33分 開会

委員長 ただいま、平成25年度一般会計ほか、6特別会計の決算審査特別委員会の委員長に推薦されました、八鍬でございます。

精いっぱい努めさせていただきますが、進行上不行き届きの点など多々あるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

ただいまの出席委員は、9名です。定足数に達しております。

ただいまから平成25年度決算審査特別委員会を開きます。

直ちに、委員会を開会いたします。

審査方法につきまして、お諮りします。

一般会計は、歳入決算を一括し、歳出については、各款ごとに審査していただくこと。

特別会計は、各会計ごとに審査する方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、ただいま申し上げました方法で進めてまいりますので、よろしくお願ひします。

認定第1号 平成25年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成25年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成25年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成25年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 認定第1号 平成25年度舟形町一般会計歳入歳出決算、認定第2号 平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第3号 平成25年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、認定第4号 平成25年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第5号 平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、認定第6号 平成25年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、認定第7号 平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、審査を行います。

最初に、一般会計歳入の審査を行います。

読み上げ、説明をお願いします。

(挙手あり)

委員長 財政管財班長。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時15分 再開

委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

これより一般会計歳入の質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いいたします。

4番 それでは、28、29 ページの労働費県補助金、収入済額で2,490万円ほどありますけれども、再三、これは臨時職員の雇用のために使っていることだろうということで今質問もありましたけれども、この予算で何名の雇用をしているのか。

あと、いただいた資料の中でいうと、どのあたりの方々に該当するのか。あるいは全部に該当しているのかちょっとわからないものですから質問いたします。

産業振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

労働費補助金ということで2,490万9,310円の雇用の内訳なんですけど、これ主要な施策の成果報告書の55ページのほうに人数と、そして委託先、あるいは直接雇用というふうな区別をして記載してございます。このとおりなんですけど、直接雇用も含めて11名でありまして、委託事業としましては委託先のがみ南部商工会、そして振興公社、そして社会福祉法人舟和会というふうな内容になってございます。

4番 そうしますと、町が臨時職員として雇用している、昨年度でいうと65名のうちのまず10人程度を雇用しているということになるかと思えます。

今回のこの予算に関連しますけれども、ことしの予算は5,000万円とっていた中で3,200万円ほど、3,000万円強のまず減額として計上されてきたわけですけども、こういったところに影響は出ないものですか。出ないものですかというのは、まず25年度決算を踏まえて26年度の計画を立てて、その計画を立てた内容というのが5,000万円の緊急雇用対策費が来るともう見込んだわけですよ。そして動き出していたところに3,000万円強のマイナス予算になったわけですから、これ影響が出ているんだろうというふうに思うんです。そのあたりはどうなんですか。

産業振興課長 まず最初に、雇用人数の65名中10名相当分というふうな話なんですけど、恐らく総務課長のほう、ちょっと確認しなければならないと思うんですけど、昨年度の11名中、直接実施事業で1名、そのほかは委託事業でそれぞれの機関のほうに委託して雇用してもらっているということなので、先ほど話した65名の中にはこの10名、委託で雇用された10名は入っていないのかなというふうに私、解釈しております。

それから、今年度当初予算の歳入として5,000万円計上させてもらった内容につきまして、最終的に1,783万円の補助金の通知が来た。これにつきましては、この事業、私から申すまでもなく非常に有利な100%補助の雇用事業でございまして、25年度も相当有効活用させてもらったということで、26年度も町の役場のほうも含めて各機関のほうにも要望ないかというふうな話をしまして、今年度当初予算5,000万円、そして単費も少しはいつているんですが、それには19名を予定して、ことしの当初予算を計上させてもらっております。

その内訳なんですけど、町の直接雇用はその19名のうち5名でございまして、そのほかは振興公社なり、舟和会なり、あるいは商工会なりに委託するという内容でありました。それが1,783万円の割り当てをいただいて、そして精査した結果、結局ことしにつきましては11名、19名から11名というふうなことで、先週の補正予算等で数字的にも承認していただいたんですが、その内訳なんですけど、補助事業として18名予定していた内容が7名になりました。そして、単費として1名、当初予算計上していたのが結局、今現在4名というふうなことで予算を編成させてもらっております。

その11名の内訳なんですけど、大変申しわけありませんでした、今の説明にちょっと誤りがありました。今年度の町直接雇用についてはゼロでございまして、全部委託事業での11名でありました。大変申しわけありません。そして、委託先につきましては、商工会が4名、そして振興公社が6名というふうなことで10名、かつ小国川の漁協のほうに3カ月分1名ということで、そして11名の今現在の

予算で計画しております。当初予定していた舟和会さん、あるいは商工会に一部、そしてNPOさんにつきましては予算も来ないというふうなことで今年度は見合わせていただくというようなことでご協力をいただいております。済みません、答弁間違えまして。以上でございます。

4番 そうしますと、これ総務課からいただいた臨時職員の雇用状況という内容の人数プラスこの10名なり11名というのが入ってくるという、そういうことでよろしいんでしょうね。

そして、もう一つは、済みません、2問になってしまいますか。じゃ後でやりますか。3問目はじゃ臨時職員の採用状況からすると、総務課からいただいた職員の中にこういう緊急雇用の創出で雇い入れている人がいるのかなと思っていたんですけども、どうも違うようだから、そうするとやっぱり臨時職員の数がさらにまた10名程度ほかの、我々からするとちょっと見えにくいとか、わかりにくいところの予算で人を使っているのかなと、そういうふうなところを懸念するわけですけども、そのあたりはどうですか。

総務課長 先ほど産業振興課が言いましたように、総務課のほうで出させていただいた先ほどの資料につきましては、あくまでも町の臨時職員の雇用一覧表ですので、それらについては先ほど25年度の11名のうち10名分は委託事業ですので、それらについては入っておりません。今年度についても委託事業ですので、委託事業の分については先ほど有路課長が申し上げました11名、鮎の中間育成施設の3カ月分を入れて11名については委託事業ですので、それらについては外数というふうなことになりますので、地域おこし協力隊入れて83名の中には入っておりません。

緊急雇用については毎年国・県のほうで要綱を定めますけれども、それらについては基本的には委託事業でしかならないというふうなことでありまして、いろいろなものがみ南部商工会さんの希望、それから振興公社さんの希望等を含めて、こういった振興公社におきましては特産品の加工品をつくって6次産業化を図るというふうなことで雇用ですので、それらについては佐藤委員が言われるように、それらも含めて臨時職員ではないかというふうなことでありますが、緊急雇用の趣旨で、そういった委託事業でそういった加工、それから地域活性化のプランナーの育成事業というふうなことでやる事業については100%補助で対応できるというふうなことでありますので、それらについて積極的に採用して、雇用対策とそれから町の活性化に資するためにやっているというふうなことでございます。

町の臨時職員についてはそういった面もありますが、町のほうで、各課のほうで補完しなければならない部分について筆耕等を雇っているというふうなことでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

2番 同じく緊急雇用対策の補助金の関係で、基本的な考え方を最初にお伺いしたいと思います。緊急雇用対策事業につきましては、国・県での経済の活性化、というふうなところで補助事業が実施されているのかなというふうな感じがしますが、直接の役場での雇用はないですよ、これで雇用して派遣をしているというふうなことを考えていく中で、この事業が来なくなった、金額が減った場合、当然雇用される人数も減ってくるのかなというふうな懸念があるわけでありまして。特に心配されるのが、今、旧富長小学校につくっております6次産業化の加工室による商品開発の中で、振興公社のほうで緊急雇用による雇用というような形での商品開発を行っていくわけでありまして。その中で将来的には採算がとれるような計画の中で、これがもし計画通りいかなかった場合、どうしても6次産業を進めたいというふうな中で、緊急対策の補助金が来なくとも町独自の財源でもってこういうふうな雇用をしていくのか。この辺についてお聞きしたいと思います。

町長 先ほど4番議員もお話ありましたが、この事業は、全体的に申し上げますと、緊急雇用で

すから1年か2年で終わりなんです。この大きな目的は、1年なり2年で、ある1人が雇用ができなくなると。ただ、大きな意味で申し上げますと、予算でも決算でもそうですけれども、雇用の創出を図らなければならない。この緊急雇用のした事業の目的は、もうかれこれ四、五年になります。麻生大臣以降やりましたけれども、ですから5年間ずっといるわけではないということです。ですから、この事業が終われば常時雇用しなさいよという大きな目的があるわけです。1年で国の全面的な補助金はやりますと。2年目以降については、なるだけ常時雇用するようなものを地方も考えてほしいというものが大きな前提なわけです。ですから、今4番議員なり2番議員のご質問のとおり、強いて言えば、富長小学校のやつもあるわけですけれども、その事業を遂行する中でこの緊急雇用事業、1年か2年、できるとすれば、国の補助金をもらいながらも3年目以降については町の単独事業というふうなことで、これを完全な雇用の創出にするというものが行政に与えられた大きな使命であろうということで、これからもそういう考えで取り組んでいきたいというふうに思っています。

2番 ただいま町長ほうから基本的な考えを聞いて安心したわけでありますが、幾ら緊急雇用といえども、やはり雇用する以上は、使われる側からすれば臨時であっても長く使っていただきたいというのが本音だろうというふうに思います。そういった中で、やはり必要な仕事をさせると、何でもいいからさせるというようなことじゃなくて、必要だからさせるというふうなスタンスで今後とも取り組んでいただきたいなというふうな感じがします。

なお、あわせて、6次産業の開発については本当に本腰を入れて、緊急雇用を活用しながら長期的なスパンで雇用ができるような、運営ができるような経営というようなものを考えていただきたいというふうに思います。

町長 繰り返しますが、今緊急雇用というのは国の補助事業だけではないということです。町の単独の事業もあるということをミックスしながらやっていかなければならないのかなと。ですから、この事業が終われば別な事業を拾うというふうなことも一考ではないかなというふうなことであります。

4番 済みません、ちょっともう一回だけ質問させていただきます、この労働費の件について。

先ほど24年度のどういった部分が足りなくてというんですか、そういった意味合いも含めて26年度の当初予算で5,000万円の緊急雇用創出事業の予算を立てたのかというのをまず軽く聞いたと思うんですけども、そしてマイナスになったわけです。それは、この補助金の交付がどういうふうな条件で、こちらから申請すれば5,000万円という、例えば今年度実績で2,490万円が、大体の欠損が出そうだとということが3月やそこら辺でわかると思うんです。それを前の予算で26年度で組む、そこら辺に何か見誤ったようなところがあるのではないかなと、その交付の仕方がどういうふうな仕方がわかりませんよ。でも、そういったところの、なぜそこら辺、2倍の緊急的な雇用創出の予算になったのかなというのがちょっと疑問なんです。そこら辺のところを再質問いたします。

産業振興課長 今年度の当初予算計上の際に25年度、24年度の補助金申請、そして割り当ての状況を勘案して計上させていただきました。24、25につきましては、事業申請に対してある程度満額に近い割り当てが来ているというような状況があって、今年度の当初予算編成時このくらい期待できるのではないかなというふうな内容での数字を計上させていただいたんですが、やはりすごい魅力ある事業には間違いないものですから、各市町村とも今年度につきましては非常に大きな要望が出ていると。さらに国の予算枠が思ったより広がらなかったというふうなものが重なって、最終的には半額にも満たない数字の割り当てになってしまったというふうなことで、今話した国の予算の状況やら、あるいは各市町村の要望の状況も加味して予想し切れなかったというふうなことにつきましては反省しなければならないところかなというふうに思っております。

4番 そうしますと、26年度の当初でまず5,000万円の緊急雇用創出が来ると見込んで半年過ぎたわけです。その中で雇用された人とか、そういった方々に、これから雇用しようかと思っていたのかはわからないですけれども、そういった方々に影響が出ていないんですか。

産業振興課長 当初予算で申し込みたいというふうな事業所は、先ほどちょっと話したんですが、舟和会で5名、あるいはそのほかにも商工会に、さらに1名、2名とかというふうなものがある、その事業所とはやはりこのように申請したよというふうな話をしながら交付決定の時期、3月、4月を迎えた段階で割り当てにならなかったというふうなことで、減の人数にならざるを得なかった事業所に対しては状況の報告とおわびを兼ねながら、今年度につきましては、どうかご協力のほうお願いしたいというふうなことで承認していただいたというふうなことでありまして、委員さんの質問ありますとおりにならざる、その事業所につきましては予定していたのが来なかった打撃といいますか、そういうふうなものは確かにあったなというふうに思います。

4番 そしたら、そういった例えば事業所なりに緊急雇用で雇用を募集をして、だめだよと言ったものの、やっぱり雇わざるを得ないということで、ほかの財源から拠出しているとか、そういったような案件や事実はないと理解してよろしいですか。

産業振興課長 今のご質問なんですが、予定していた19名から11名に最終的には、現段階ではそういうふうな形になって減になった方々を予定していた事業所さんに、その後、その人数分につきましてはどういうふうな対応をなされていたかというものにつきまして、大変申しわけないんですが、確認していませんでした。その辺の状況も確認していきたいなというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

5番 16ページの町のたばこ税についてお伺いします。

今、たばこが毛嫌われて、体調を崩すとかいろいろな姿の中で減っていることは誰でもが承知しているわけですが、このように町の当初予算を置いたものが約200万円近くも不用になっているという現実があります。そうした中で、実際に肩身の狭い思いでたばこを吸っている方々も、前には庁舎内で何カ所か喫煙室があったわけですが、今は地下の1階しかなくなったということです。それはそれとしていいんですが、ただ税金は欲しい、確かに体は悪くなるからたばこはやめるというようなことはわかるんですが、どうしてもやめられない方、私も含めてなんですが、たばこを吸っている方から見れば余りにも喫煙室がちょっと足りなくなったんじゃないかなというふうな気がします。

今、国会の衆参両院の議員会館には各階に喫煙室が設けられております。そして、各市町村の状況を見ますと、庁舎の改善とか新築した場合には喫煙室を1カ所設けるというような状態がある市町村もあります。そうした中で、町の考えとして、今地下に置いている椅子があったわけですが、椅子も撤去されてしまったというような事実を見ますと、どうしてそこまでしなくちゃいけないのかなというふうな不思議でなりません。その辺を総務課としてどういうふうなこれからの対応を考えておりますか、お聞きします。

総務課長 まず、たばこ税につきましては、タスポというふうなものが出てから、なかなか町内で売れなくなって、コンビニさんの方で買っているのが多くなって、少なくなっているようですが、今コンビニの誘致を図っていますので、たばこ税は増収になるのかなというふうに思っているところです。

喫煙関係につきましては、なかなか庁舎のほうにそういった場所を今創出することができないような状況になっていまして、たばこを吸っている方については本当に大変肩身の狭い思いをさせているわけですが、今後庁舎内のほうに、どういう場所にどういうふうに整備すればいいのかなというふうなことでもちょっと考えてみたいというふうに思います。

それから、椅子がなくなったことについては、自分、ちょっとたばこを吸わないのでわからなかったんですが、職員のほうでもどうしてもたばこをすわなければいけない職員がいるんですが、勤務時間中は基本的にはたばこを吸わないようにというふうなことです。そういった面で椅子をどけたのかなというふうに思いますが、昼休みとかそういった時間帯に吸う方がゆっくり吸えない状況だというふうなことでありますので、そこら辺については椅子等も準備したいというふうに思っています。ただ、健康的な面もあって、どういう経過で椅子を撤去したのかということ調べながら、そういったたばこ喫煙者に対しても、やさしいまちづくりになるように考えたいというふうに思います。

5番 椅子を寄せたのが、総務課長も知らなかったということ、私は不思議でなりませんが、私も年になると、やはり椅子に座りながらゆっくりした気持ちで吸いたいというふうな考えです。それがいつの間にか椅子がなくなってびっくりしたんですが、職員に聞いても誰が持って寄せたかわからないというふうな答弁にしか聞こえてきません。ただ、税金は欲しい、体のために喫煙はやめてもらいたいというふうなちぐはぐな姿ではおかしいんじゃないかなと。だから、先ほども言ったんですが、庁舎の建設に対しては、やはり庁舎の一室を喫煙室を設けるとか、いろいろな皆それぞれの自治体で考えているようです。だから、舟形町だけがそういうふうな、のけもの扱いにするといいですか、語弊ありますか、それでちょっとおかしいんじゃないかと私なりに感じております。役場職員の中でも少しは売れると思うんです。その人の意見を聞いても、ただ私みたいに椅子に座っていいのかどうかは別にしても、もう少しやっぱり喫煙する方の立場も考えながらしてもいいんじゃないかなと思うんです。町長に聞くのも恐縮ですが、町長のこれからの姿として、どういうふうな持っていくのかということをお聞きしたいと思います。

町長 たばこも私も1日に80本ぐらい吸ったこともありまして懐かしいわけでありましてけれども、今大場委員も言ったとおり、一方ではタバコを吸う方は町にとりましては歳入の大きな財源の1人になっておるわけでありまして、その辺も重々考えながら、前も大分たばこの喫煙関係で質問あったやに今思いますけれども、本当は耐震化事業あたりでもそういうこともすればよかったのかなというふうな今ちょっと思ったんですけれども、改めて内部のほうでも役場職員も喫煙する方もおりますし、それはそれとして、町民の方も喫煙室はないのかというふうな思いを持っている方もあるのかなというふうに思いますので、その辺は総務課を中心に内部で検討してみたいというふうに思います。

5番 今まで町長も気がつかなかったと言うけれども、私はずっと質問したわけですが、やはりなれ合いで、今までこうしたんだから、その程度にしてもいいんだというふうなことではなくて、町民の目線に立った1つの姿で、何とかたばこを吸う人の面も考えながら今後とも行政のほう、よろしく願いしたいなと思って、質問を終わります。

委員長 ほかにありませんか。

3番 私からちょっと資料の数字の確認をさせてください。

まず、決算書の40ページ、町債です。41ページに収入済額で3億5,860万円という数字ございます。今度成果表を見ていただきたいと思いますが、成果表の141ページ、141ページの中段に町債の合計が載っております。これは3億5,420万円になっています。これとの差、440万円、多分上の440万円と400万円の部分が抜けているかと思いますが、それによろしいのか。もっと違う数字の誤差があるのか、お伺いします。

委員長 暫時休憩をします。

午後1時47分 休憩

午後1時48分 再開

委員長 再開します。

総務課長 141 ページの場合につきましては、25 年度の借り入れの状況でありますけれども、440 万円のずれにつきましては、前年度に起債の発行をすることにしておったものについて災害復旧事業関係が繰越事業となったために、繰り越しの場合は財源をつけて繰り越すことになっております。借金自体は、41 ページのほうは現年度の発行額で、現年度予算に対しての起債額になります。141 ページの部分については起債発行総額になりまして、これは繰越分も含めていきますので、その分に合計額としてずれがあるというふうなことでございます。

3 番 そういふことがあるのであれば、141 ページの成果表の右のほうにでも、備考にでもそういう旨を書いていただかないと、見た目では440 万円差があるわけですね。今回、この件はこれでわかりましたけれども、今回の成果表の中にちょっと数字が合わないところ多数あります。その都度申し上げたいと思いますけれども、この辺あたり、せつかく成果表を出すのであれば数字が合うように、決算書と数字が合うようにしていただきたいと思っております。

総務課長 次回からにつきましては、その辺が明示できるように取り扱いをしたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

6 番 私は、23 ページ、25 ページの使用料についてお伺いします。

23 ページの生涯学習センターの使用料、あとはその下、農村環境改善センターの使用料、テニスコートの使用料、25 ページの運動公園使用料、B & G プールの使用料、介護センターの使用料、ここも合わせると150 万円強になりますけれども、今、舟形、どこの町村でも保険料として、スポーツに関しての今取り組みというのを非常に盛んにやっているんじゃないかなと思っております。

きのう、ちょっと視察に行ったとき、小国町の道の駅にも平野選手がスノーボードで連勝の結果が準優勝というので垂れ幕がありました。そういうので一応、これまでもテニス、一応テニスの使用料が64 万3,600 円、一応他町村の人が結構多いと思っておりますけれども、まず無料化というんだか、スポ少に対しても舟形の意気込みをアピールするためにも、できれば1 人でも2 人でも全国大会、世界のオリンピック、2020 年にオリンピック、東京でありますけれども、それまでもう育成というんだか、指導者もつけ加えてなんですけれども、このようなものを置く考えはありませんか、お伺いします。

教育次長 教育委員会所管の施設のほうの使用状況をお知らせします。

B & G プールにつきましては、平成24 年度は910 人いましたが、平成25 年度につきましては988 人、78 名ほど多くなっております。平成25 年度につきましては、小学校が統合になってスクールバスでの対象者が7 割ほどいるというふうなことで、体力の低下が心配されたというようなこともあって校内水泳大会を8 月に、夏休み中にしたというふうな経過がございます。例年ですと夏休みに入る前に水泳大会というふうなことだったんですけれども、泳力を培うというふうなことで夏休み期間の幾日かを水泳の練習に励んでいただいて、その後というふうなことで若干の増になっております。今年度につきましては、子供たちも昨年の状況を踏まえてですけれども、学校のプールにつきましては先生が指導するというふうなことと、あとB & G に行けば自由に泳げるというふうな、そういう嗜好に分かれての利用状況になってございます。

あと、B & G センターですけれども、体育館、平成24 年度は1 万3,456 人、平成25 年度は1 万4,346 人というふうなことでふえてございます。これにつきましては、各スポ少、それから一般の団体の方、あとはB & G 関係の社会体育の事業等で利用しているというふうになっております。

あと、学校施設関係で舟形小学校の下のところ、ピロティあるんですが、それにつきましては、ここで歳入で2万5,800円ほど計上になっていますが、スポ少の中でサッカーのスポ少がございまして、クラブサッカーで町内、町外の方も入っているという方々が利用していて、ここは有料で利用しているというふうなことで、2万5,800円ほど決算いただいております。

まちづくり課長 それでは、まちづくり課が所管の生涯学習センター、それから農村環境改善センターの使用料についてお答えします。

どちらの施設においても町内の方の使用料については無料となっています。それから、ただし各部屋の暖房代については実費相当ということで頂戴しております。それから、スポーツ少年団は全て使用料も暖房代も無料というふうなことにしております。あと、町外の方の使用については、使用料、それから暖房代はいただいているということでもあります。以上です。

産業振興課課長 私のほうから、温泉テニスコート使用料というようなことで64万3,600円ほど計上させてもらっております。この内容につきましては、テニスコートの使用、1時間500円、そして照明を使えばさらに1時間500円というふうなことで、テニスコート使用料と野球場の使用料の料金が加算になった数字でございます。

ちなみに、25年度、テニスで使用した人数は2,890名ほど、そして野球では200名ほど利用しております。なお、無料化というふうなご質問もあったんですが、今具体的に無料化についてというふうな検討は、正直なところなされていないので、その辺も視野に入れて検討しなければならないのかなというふうなところも思っているところもあります。ちなみに、あゆっこ村のゲートボールを練習で使用した場合につきましては無料で開放してございます。以上です。

委員長 いいですか。ほかにありませんか。

1番 24ページの1で住民基本台帳関係の、要するに各証明書、今回コンビニ予定していたときのいきさつを聞いた中でも、要するに簡易的な機械で、カードがあればそれで証明書が発行できるというふうな形の話聞いて、その機械が幾らなものかということちょっと私的に把握しませんが、今ここに役場があって、生活改善センターと、それから学習センターのほうに証明書を発行できるような形があるかと思っておりますけれども、これを全体的にカードで発行できるという形をとる考えはないのかということと、今現在、住基カードというのは町民の中でどの程度カードを所持しているような形になっておるか、ちょっと伺います。

まちづくり課長 それでは、コンビニ交付についてであります。ファミリーマートが出店するというようなことが計画されておりますので、県内の状況等を調べてみたところ、県内ではコンビニ交付をやっている町村はまだございません。それで、費用的にはどれほどかかるかなというところも調べてはみたんですけども、やはり2,000万円から3,000万円というふうな費用がかかるようなことでありまして、それによってシステム改修から全て入りますので、そこで何人の方がコンビニを利用して、その住民票とかをとるかというのを予定すると、なかなか費用対効果から難しい面があるなというふうにはちょっと私個人的には思っておりました。もう少しその辺が、これから県内の状況とか動向とか見ながら、再度その辺は検討したいと思っております。今のところそのような状況であります。

それから、住基カード、これについてはちょっと今資料を持ち合わせていなくて、正確な数字はちょっと後ほどお答えさせていただきます。

総務課長 まちづくり課長のほうから今お話がありましたけれども、ちょっとまちづくり課長のほうに、まだコンビニとの打ち合わせの報告をしていませんので、若干行き違いがありますので、ちょっと私のほうから訂正させていただきます。

今まちづくり課のほうで 2,000 万円から 3,000 万円かかるというのは、そのとおりでありまして、そのぐらいかかります。それが今、町のほうではコンビニさんとの打ち合わせの中で、機械関係は簡易的なやり方で、それはコンビニさんのほうで用意するので、町のほうではシステムのほうをそちらのほうに流せるようなことができないかというようなことで、今金額等を調査する予定をしております。今まちづくり課長が言いましたように、県内ではありませんが、ファミマさんの政策として機械はファミマで持っても、そういうふうな事業展開をしたいというふうな意向がありまして、そういうふうにしたいというふうな意向があります。その要望に町のほうで金額が少なければというようなことので考え方があって、そこら辺、今やっているところです。

住基カードはかなり少ないです。百何枚ぐらいだったと思いますけれども、その程度しかありません。それは住基カードを使って住民票等を全国どこでもとれるようなシステムに今なっていますので、それでできるんですが、舟形の町民の方はその必要性がなかなか見出だせないといえますか、そういったことで他町村で住民票をとるというようなことが余りないんだらうなというふうに思います。ただ、税金深刻をしている方は住基カードを読み込ませて、個人認証ですので、確定申告をされている、自分でパソコンでされている方は当然それが必要となりますので、そういった方で税務署のほうからも広く進めてほしいということがありますけれども、個人の確認をするのに免許証と、それから保険証のカード等があれば基本的に個人が特定できますので、そういったことで住基カードの交付が少ないのかなというふうに思います。

住基カードは数年前、国の国策としてやっていて、2年間ぐらいただで交付するというふうなことがありましたけれども、それが今できなくなっていて、今は 1,500 円に消費税の分がかかるんですが、町としては 500 円ちょっといただいて交付していますが、百数十枚しかなくて、コンビニさんのほうではそのくらいで効果はないんじゃないかというふうにお話をしていますが、全国的にそういう展開をしたいのでやりたいというふうな希望は持っているようでございます。

1 番 住基カードを持てば全国どこでも住民票が発行できるというふうな形、私もそういうふうに聞いておりますけれども、それであれば、それを発行する機械がいかほどのものかと、簡易的なものであるかというふうな形の中で、町内でも各支所にそういう機械等があって、時間外のときでも行って発行できるような形をとれないかという、これがまず質問したいところなんです。

それと、要するにコンビニの簡易的な機械でというふうな形の説明だったので、そういう面を持って地元の住民が仕事の合間でとれるようなサポートができていけば大変よいかと思いますので、今後検討していただければと思います。

総務課長 自動的に 24 時間発行することについて、そういう機械を入れると先ほど沼沢課長が言ったように 2,000 万円、3,000 万円かかるというふうなことでございます。それが人がいれば、その個人認証の住基カードを入れて、これが確認できて、このシステムがつながっていれば出すことができるので、そういった意味でファミマさんのほうはもっと安くできると。24 時間営業なので、人がいるので、それができるというふうなことになります。

そういったことで、ATMと同じだと思いますが、人がいるのでそれなりに管理することができるというようなことでのシステムの構成が違いますので、それだと安くできると。今佐藤委員が言われたように、24 時間どこでもとれる無人のやつにしますと、先ほど言ったように二、三千万かかるので、それは多分無理ですということでございます。

委員長 ほかにありませんか。

4 番 では、27 ページの民生費国庫補助金の次世代育成支援対策交付金 250 万円、これが来ていますけ

れども、この事業は町が計画を作成して、そして国からいただく補助金だというふうに思います。その計画の内容というのはどういうものなのか、質問いたします。

税務福祉課長 佐藤委員さんのご質問にお答えさせていただきます。

次世代育成支援対策交付金につきましては、ただいまおっしゃられたとおり計画に基づいて、その実績によりましてお金をいただいている内容です。計画といいますのは、舟形町次世代育成支援後期行動計画というふうなもので、平成22年から26年度、ことしが最終年度になりますけれども、そちらの計画に掲載されている事業につきまして、その実績を踏まえたことで交付をいただいている金額です。主には、子育て支援に関する内容となります。

内容的には、2つの項目に分かれますけれども、1つが保育所のほうに併設しております子育て支援センターみらい、そちらの運営費、そちらの分で244万5,000円いただいております。もう一つは、保健師さんのほうで生後、乳児というふうなことで家庭訪問を行っております。家庭訪問をしまして、生まれて1カ月から4カ月の範囲の中で訪問しまして、子供さんの発育状態、あるいはお母さんの健康状態、あとは子育てする中で悩みがないかなど、そういうふうなご相談を受けているわけですけれども、その実績に基づきまして、その内訳が7万6,000円というふうなことで、2つの事業を合わせた形でこの交付金を国のほうからいただいているというふうな内容でございます。以上です。

4番 課長答弁ですと実績に応じて来ているということですが、行動計画がどういう内容なのかというふうなところが1点目の質問だったんですけれども、というのは、行動計画に基づいて来る交付金、この交付金の使用使徒というのはかなり広いというように聞いております。ということは、子育てに力を入れていく上で、そういった使用使徒の広い交付金を使っていくことが1つ重要ではないかなというふうに思ったので、そういう行動計画がまずどういうものであったのかなというふうなところが、もう一回質問ですけれども、そうするとこの実績、つまり実績に応じて来る交付金だとすると、交付金の金額というのは上限があるのかどうか。そういったところを、ちょっと2点になってしまいましたけれども、質問させていただきます。

税務福祉課長 では、もう一度説明をさせていただきます。

行動計画の内容につきましては、委員の皆様にも5年前にお配り、またご承認いただいたかと思っておりますけれども、このような冊子というふうなことで舟形町次世代育成支援後期の行動計画でございます。そちらの中には、先ほどおっしゃられましたように、地域の子供たちが健全で健やかに生育できるよう、また乳児であったりとか、母親であったりとか、そういうふうな状況で、保育並びに地域における子育てというふうなことで、そちらの行動計画になります。それに基づいて5年間、いろいろ町のほうでは保育所における保育のケアであったりとか、一時保育の拡大であったりとか、延長保育であったりとか、あとさらには、先ほど申し上げました子育て支援センターというふうなことで、これまでになかった施設を立ち上げまして、そちらでゼロ歳以上の子供たちというふうなことで、お子さんと親御さん、保育所並びに幼稚園、そういうふうなところに入っていない子供たちにかかわらせていただいて、健康状態であったりとか、あとはちょっと子供を育てる中で悩み事とか相談がいろいろあるんです。そういうふうな育児相談を聞いたりとかというふうなことで、支援センターのほうには保健師さんと保育士さんというふうなことで配置をさせていただきながら、月曜日から金曜日まで開所をして、そちらのほうで遊びを含めた形での支援を行っているというふうな状況です。そういうふうなところで、もっともっとメニューはあるかと思うんですけれども、舟形町がこれまで積極的に取り組んでいただいていた内容につきましては以上の内容でございます。

あと、先ほどのお話の中で補助金の上限というふうなことで、ちょっと私の方でも説明

が不足しましたけれども、最初の保育所のほうの子育て支援センターのみらいの運営費につきましては、ただいま申しあげました人件費といいますか、賃金2人分、それに加えて事業費、さまざま消耗品とかそういうふうなものがありますので、そちらの事業費に対する2分の1相当の金額になります。あと、家庭訪問している乳児相談につきましては、3分の1の補助というふうなことで事業費が31万2,000円、その3分の1、7万6,000円というふうなことの内容になっております。以上です。

4番 そうしますと、一応行動計画に基づいた事業というのは、子育て支援センター未来の中でやっているというふうなまず捉えたんですけれども、この事業というのは需要的にもっと拡大していかねばならない傾向にあるのか。このまま現状維持でいいのか。それとも、もう少し事業を削減してもいいのか。どう思っているのか。その辺の事業の今後の展望についてどのように考えているのか、質問いたします。

税務福祉課長 お答えいたします。先日、この議会におきまして議案のほうの承認をいただきましたけれども、そちらのほうで私のほうで家庭的子育てというふうなことで、これからは地域型保育事業というふうなことで4つの事業メニューのお話をしたところでした。その中にこの子育て支援というふうなことにつきましても入ってくるかと思えますけれども、メニューはいろいろありますので、今子育て支援計画の今年度策定しなければならないというふうなことになっておりますので、その準備に当たっておりますけれども、そちらの検討している委員会のほうでもそういうふうなことで取り上げながら、もう少しメニュー化ができればというふうなことで今後検討させていただきたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

7番 26ページの農林水産業費補助金についてお伺いします。予算現額と調定金額が余りにも違いますので、どうしてこうなったのか、その辺、簡単に説明をお願いしたいと思います。

産業振興課長 今のご質問にお答えします。

農林水産業費補助金の予算現額が2,761万円で、納入済額が9万1,000円ということの差が2,750万円ございます。この内容につきましては、昨年度の3月定例会で補正して25年度予算で補正していただきました農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の2,750万円をここに計上させてもらったんですが、これが繰り越しのほうに計上になりましたので、その分そっくり、予算現額はこの時点ではあったのにこういうふうな支出額というふうな、この差がそこにございます。

委員長 ほかにありませんか。

9番 確認だけ、1点させてください。41ページの雑入の中の最上広域ドクターヘリ誘導業務補助金75万円、これはどうなのか。最上広域というと、最上8市町村に我々来ているのか、広域のほうでこの補助金を出しているのか、県で出しているのか、ちょっと確認させてください。

総務課長 41ページの75万4,228円は広域のほうで出している補助金になります。町としましては、ヘリコプターがランデブーポイントにおいてくるときの対応する職員を土日、日中は職員でやりますが、土日を雇用している分について、広域のほうから誘導するための補助金ということで来ているというふうになります。

9番 そうすると、今、夜は飛ばないわけですから、日中は消防員が対応しているね。日曜、休日、祭日の場合は雇用しているということは職員を置いているんですか。飛ぶ、飛ばない、ある、なしにかかわらず、要するに休日の日は職員をそれに誘導するために雇用しているというようなことですか。

総務課長 最上広域の消防の退職された方を土日に雇用して、その方々から対応させていただいております。緊急の電話も朝とりに来ていただいて、夕方町のほうに返していただくというようなことで、そ

の専用の電話等についても、その方に預けて対応していただいているということになります。

9番 ということは、事件、事案が発生しなくてもそれを頼んでいるというようなことね。

そして、これ9款のほうでまた出てきますけれども、今度は支払いしなければならぬわけですから、この補助金が入ったほうの話なんですね。9款のほうでまた出した話になりますので、そのときまた詳しくお聞きします。ありがとうございます。

委員長 ほかにありませんか。

3番 同じく38ページ、雑入の右のほう、39ページの明細が載っていますが、上から5つ目ぐらいの下に公用建物災害共済金570万円ありますが、この内訳を教えてくださいと思います。

総務課長 これにつきましては、生涯学習センターの雪害による体育館の改修に330万円、それからほほえみ保育園の説明によりまして雨漏り等が発生しまして、その保険の対象になりまして、これが260万円ほどで、この2件の建物の災害共済金になります。（「わかりました」の声あり）

委員長 ほかにありませんか。

2番 34ページ、前に質問した中で、ふるさとづくり応援寄付金、決算審査意見書の中で、「町内の土産品等を活用し、工夫することで増加するよう検討されたい」というふうな指摘があるわけでありましてけれども、このことについては安倍総理大臣も地方創生というふうなことで控除額をふやしていくというふうな考えのようであります。各自治体においてもかなり力を入れてきているというふうな中で、しならば舟形町では今後どのような考えがあるのか、お聞きしたいと思います。

まちづくり課長 それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

まず、ふるさと納税の人気あるお礼の品というふうなことで、やっぱり全国的にはお米とか牛肉というのが非常に人気があります。それで、当町でもこれからこの額をふやしていきたいというふうなことで検討しております。それで、今農協さんと協議しているのが、やっぱり牛肉というのが非常に人気があるので、その牛肉を農協さんと連携してお礼の品としてメニューに加えたいというふうに思って今現在、作業を進めているところです。

それから、もう一つは、きょうの新聞にもありましたが、クレジット決済、ヤフーのサイトからクレジット決済をしてふるさと納税するというシステムがあります。それも実は手続を舟形町でも進めておりまして、何とか9月中にはそのサイトが稼働できるようなことで今調整中です。そうすることによって、土日、祝日に限らず、時間も限らず、そのサイトから入って行って舟形町の特産品を選んで、そして公金決済できるというふうなメリットもありますので、そのことによって何とかふるさと納税の額をふやしていきたいというふうに思っているところです。

2番 ぜひともふやすようなことで頑張ってくださいというふうなことと、やはり返すことについては舟形町の農産物、舟形町の特産品、要するにそのお金が全て舟形町に入るような形で進めていただきたいというふうに思います。ぜひとも本腰を入れて頑張れば何千万というふうな金額が集まると思います。ぜひとも頑張ってくださいというふうに思います。

まちづくり課長 現在、先ほど申し上げた農協さんとか、マンサクさん等も含めてですけれども、あと商工会さん、それで今現在、それでどういった品物を、魅力ある品物をお礼の品として返せるかということ、メニューをふやしていくというふうな努力をしております。それで、なるべく今奥山委員さんが言われたようなことで、カタログをつくって、それで目に訴えて、それでふやしていきたいというふうに努力したいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

2番 町税関係の収入未済額、不納欠損額のことについてであります。ページ数でいえば16ページと

17 ページから始まるのかなというふうに思いますが、この決算審査意見書の中では、やはりふえていると。そしてまた、この意見書の中での一番後ろの前のページですけれども、収入未済額が全体で 6,700 万円程度あるというふうなことの中で、今やっている兼務による収納体制で果たして回収ができるのかというふうなことです。私から言えば、これだけの大きな数字になれば、やはり 1 つは顧問弁護士等を雇って、常勤でなくてもよろしいかと思いますが、雇って、そして対応していくというふうなことと、やはり専門のスタッフ、正職員 1 名とか、臨時職員 1 名を置いて専門的な形で回収に当たらせるといふような時期に来ているのではないのかという感じがするわけであります。このことについてどのような考えを持っているのか、お聞きします。

税務福祉課長 ただいまの 2 番委員さんのご質問にお答えさせいただきたいと思ひます。

おっしゃられるとおり、やっぱり不納欠損額もふえておりますし、滞納の金額につきましてもやっぱり 6,000 万円以上というふうなことで大きな金額になってきております。

税務班のほうにことし、その対策の 1 つというふうなことで専門の、徴収専門員というか、臨時の方をお願いして 4 月からその処理に当たっていただいております。臨時職員ではありますけれども、新庄市のほうで 7 年ほど滞納整理に当たっていたというふうなことで、人材的にも、あとその技術でも、うちの職員が感服するような感じで今進めさせていただいているところです。実際にも 4 月以降、そのかわりもあって数字的なことでも改善しているというふうなことでございます。

それから、顧問弁護士というふうなお話ですけれども、そちらのほうにつきましては、ちょっと私、一存ではお答えできませんので、そちらのほうについては町長のほうでお願いしたいと思ひます。

総務課長 一昨年まで私のほうでも税務担当をしまして徴収関係をしましたけれども、そういう滞納されている方というのは、全てにおいて滞納されているというふうな方で、積み上がっている金額では 200 万円を超している方もおります。そういったことで、うちの職員に強制執行をしるというふうなこともある程度お話をしたんですが、実際に抵当権に入っていたり、鍋釜、茶碗を持ってきて、もうそれが実際に売ったり、倉庫に入れておくというふうなことも難しいだろうし、そういった金額も余り期待できないというふうなこともあって、トータルで見ると金額はでかいんですが、一人一人を見ると、なかなか生活が苦しいのと、それから国保税については所得がなくても財産があれば課税になったり均等割、世帯割、そういったもので当然積み上がっていくわけです。そういったことでなかなか難しいのかなというふうに思っています。弁護士を雇って、かなりの金額で弁護士を雇うということも一考だろうなというふうに思いますが、それなりの成果がどのくらい期待できるのかということもありますし、そこら辺は内部で検討したいというふうに思ひます。

ただ、今税務のほうでは県と町と連携をして、県のほうは強制執行を結構やっていますので、そういったことで県と町の連絡協議会的なものが今発足をしていまして、県と一緒に強制執行をかけるといふふうなことも今進められておりますので、そういったことで今後、まず最初には、第一義的には金のかからないそちらの方向でやっていく必要があるのかなというふうに思ひます。

それから、強制執行の、先ほどの資料の中にも若干あると思ひますけれども、国税の還付金とか、それから農林関係の各種交付金等については、事前に国のほうに働きをかけて、それらを押さえるようにしています。そういったこともやっておりますので、そこら辺もご理解いただきたいというふうに思ひます。

いずれにしても、いろいろなことを想定しながら検討してまいりたいというふうに思ひます。

2 番 ただいまの回答の中で、1 人が多くの金額を延滞している。そういうふうな案件になってくればくるほど素人では解決は難しいんです。というのは、やはりそういうふうな方々というのは逆にいろ

いろなノウハウを知っております。そういった中で素人が幾ら立ち向かって、回収していくというのは非常に難しいということを理解してもらいたいなというふうに思います。

顧問弁護士の雇用については、常勤じゃなくて非常勤でもよろしいかと思えます。そしてまた、一例として広域連携ということで大蔵、舟形、最上の3町村で顧問弁護士を1人雇用するといいますが、非常勤でしていくとかと、いろいろな方法はあるかと思えます。また、それだけの重症な相手の方々には、こちらもそれなりの対策をしていかないと対応できないということだけ十分理解して対応していかないと回収は難しいだろうなというような感じがします。そういったところで、1つ顧問弁護士、そしてまた専門のスタッフ等の配置については早くしたほうがいいのではないのかなというふうな感じがします。

総務課長 担当課のほうと連携を密にしながら、そういったことも検討してまいりたいというふうに思っています。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。それでは、なしと認め、一般会計の歳入の質疑、審査を終結いたします。

次に、一般会計歳出の審査を行います。第1款議会費の読み上げをお願いします。

財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第1款議会費についての審査を行います。

1番 ちょっと確認だけさせていただきます。議会の報酬の予算とマイナスになっている部分と三角の共済組合納付金の内訳をお願いします。

委員長 暫時休憩をします。

それでは、午後3時まで休憩をします。

午後2時31分 休憩

午後3時00分 再開

委員長 それでは、会議を再開します。

1番 先ほどの質問ですけれども、質問の内容については取り下げさせていただきたいと思えます。

[Redacted content]

委員長 3時15分まで休憩します。

午後3時05分 休憩

午後3時25分 再開

委員長 それでは、休憩前に復し、会議を再開いたします。

ここで皆さんにお諮りいたします。舟形町議会の会議規則第63条の規定により、発言の訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない規定によりまして、取り消し発言以降の1番委員の質疑につきましては会議録から削除することといたしたいと思いますが、異義ございませんか。

(「異義なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、会議録より削除することに決定いたしました。

1款議会費についての質疑、ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第1款議会費についての質疑、審査を終結します。

それでは、ここで、先ほどの歳入の質疑の中でまちづくり課長から追加の答弁の申し出があります

ので、お受けいたします。

まちづくり課長 それでは、先ほど1番委員さんのほうから住基カードの枚数というふうなご質問ありましたけれども、今現在165枚を交付しております。以上です。（「ありがとうございます」の声あり）

委員長 次に、第2款総務費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより、第2款総務費の質疑に入ります。

番5 64ページの行政改革推進費についてお伺いします。

町長は毎たび言っている姿が、行財政改革は行政がある限りは毎年必要なんだというようなことを申し上げております。ところが、今回の行財政改革の推進委員会が1回も開かれなと。そっくり余っているということは、どのような考えでこうなったのか、その辺をお伺いします。

総務課長 昨年度の執行額がゼロというふうなことで、ことしに入ってこの執行額について職員のほうに聞いてみたところ、行革について必要性は町長から言われているとおと、開けというふうに言われているんですが、職員のほうでいろいろな、参議院選挙、農業委員会選挙があったというふうなこと、それから東京友の会が統合して1年目で、いろいろな業務があったというふうなこと、冬場に入りまして河合設計の事件、それから町のシステムの更新時期に入りまして、それらの対応、防災計画の対応、いろいろなことがありまして行革の委員会を開催できなかったというようなことになっております。

ことしについては、冬場にかけて、まずは町制施行60周年記念行事が終わった段階でこれらについて取り組むというふうなことで、今のところ冬場の取り組みというふうなことで今考えているところですので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

5番 今課長の説明を聞きますと、いろいろな事業が重なったのでできなかったという、これは逃げ口上で、逆に言えば、今年度で全部できなくても、2カ年にわたってもできる姿だと思うんです。だから、忙しかったからできないという姿では私はちょっとおかしいんじゃないかなと。やはり取り組むものは取り組みながら、いろいろなものが入れば中断せざるを得ない、確かにそれはわかります。その辺も含めながら行動すべきだと思いますが、町長の考えもお聞きしたいと思います。

町長 理由は何であれ、予算を置いて、そして満額不用額を出すということは非常に皆さんに対して申しわけないということでもあります。いろいろ忙しい面もあるんだろうと思いますけれども、数字にあらわれない行革というふうなもの、これは毎年しなければならぬというふうなことでありますので、人事管理の面、あるいは財政の面、それから行政の面、これらを網羅しての行革というふうなものもやっていかなければならぬというふうに思いますので、そういうふうなことが26年度もまだ開催しておりませんので、まず機会を見つけるというよりも、今大場委員も言ったとおと、2カ年、3カ年にわたっての行革というふうなものもあるだろうというふうに思いますので、そういう面も参酌しながら26年度はぜひ開催していただきたいというふうに思っております。

委員長 ほかにありませんか。

4番 それでは、53ページのまちづくり推進費の地域支え合い除排雪活動支援事業について質問いたします。

成果報告書に除雪機無償貸与ということで洲崎と大平、今これ、とらん丸という14型のものの成果報告だというふうに思いますけれども、これ運転がちょっと難しいということで、ハンドガイド式のものを導入してはどうだということ、たしかそれ導入になったはずだと思います。ハンドガイド

式のやつが1台これであって、社協でもう1台あるというような状況だと思うんですけども、ハンドガイド式の利用状況、どのような形になっているのか、質問いたします。

まちづくり課長 ハンドガイドの除雪機械については、24年度に整備いたしまして、町内の支え合い除排雪活動を行う団体もしくはボランティア団体等に申請があれば貸し出しできるというふうなことにしております。現在は生涯学習センターのほうに配備しております、今申し上げた団体から使いたいというふうな申し込みがあれば貸し出しするというふうなことにしております。

4番 私の知り得る町内会の中でも、雪が降るときというのは一緒にどっと広い地域にわたって降るわけですけども、借りたいときに借りられないという、やっぱりそういう状況が何度かあります。そのときに、この制度はいい制度だというふうには私は思うんですけども、要するに、雪が降ったときに必要になってくるものをもう少しふやしていてもいいんじゃないかなというふうに思っています。そういう中で、もっとふやしていく、そういう計画があるのか。あるいは、以前、一般質問するときの答えが、福寿野方式のように機械をトラクターの後ろにつけている方にちょっとしたお金を出して借り上げていくのも一考だというふうに答弁いただいております経過もあるものですから、去年、2億の大台を突破して除雪費がかかっていくようになったわけですから、このあたりの予算をもっとふやしていくべきじゃないかなというふうに思っているものですから、どのような考え方で今後いくのか、そこら辺のところを質問いたします。

まちづくり課長 特に高齢者世帯の困っているところについて支え合い除雪しようと、そして地域づくりの一環で支えていこうというふうな趣旨でその制度をつくっているわけなんです、今委員さんが言われたように、ハンドガイドの機械を学習センターに置いておけば確かに、違う町内会のほうで、すぐそれを使ってってなかなかできないということは確かです。

それで、どのような形で今後ふえる高齢者世帯を支えていくべきかというふうなことで、各町内ごとに支え合い除雪の制度の趣旨を説明して、町内ごとに話し合いをさせてもらってその団体を設置しているわけなんです、やはり町内ごとにその状況というものが異なるわけなんです。それで、自分のほうで除雪機械があるので、それをもってやりましょうというような町内もあるので、その辺、除雪機が普及している町内会さんについてはそれを使っただいて、ガソリン代をその制度からは出してやる出し合うというふうなことで、その町内、町内でやりやすい方法を話し合っ、そういうふうな方策を決めていただいているわけなので、それでことしも近くなった時期にこの制度を各団体にもう一度説明させていただいて、町内会に落として、その町内、町内、どういうふうなやり方がよいかを再度確認し合っ、出したいと思っております。それで、そのような形でぜひ、除雪機械が足りないとなれば、そういうの辺も考えなければいけないのかなというふうなことで、ちょっと上司のほうと相談しながら進めていきたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

3番 60ページ、2の1の14、職員研修費でございますが、右のほう、61ページに旅費の部分が載っております。50万円に対して不用額が26万円、約半分でございますが、これは研修そのものがなくなったのか、研修はしたんだけど、旅費がかからなかったのか、そのあたり、お伺いします。

委員長 ここで皆さんにお諮りいたします。会議規則第8条第2項の規定により、会議時間を午後5時まで延長したいと思います、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、午後5時まで延長いたします。

総務課長 研修費につきましては、職員のほうに、21ページにあるように、職員研修所で研修を受ける

研修、それから最上広域で研修する新採職員を中心にした研修がありますけれども、そういったものについては総務課のほうで割り当てをしてやっています。そのほかに職員がみずからこういったことで研修をしたいというふうな部分について職員研修費をとっておるんですが、職員のほうでなかなかそういったところに取り組みないというようなことで、なかなかその経費が使えていないような状況であります。

ことしに入ってもいろいろな、例えば橋梁の長寿命化の研修とかあるんですが、そういったところに職員を出せないかというふうなことを言っているんですが、なかなかそういったことができない状況であります。そういうふうな費用の部分について旅費を 50 万円とっているんですが、半分ほど残額が出たというふうなことになります。

今年度については、職員のそういった課長研修、補佐研修いろいろありますけれども、そういったのほかに東北自治研修所のほうに少子・高齢化社会の政策・戦略というふうなことで4名、三泊四日を出すことにしていますし、ことしはまちづくり審議会とそれから政策推進室と合同で今、横井先生という山大の先生がいますけれども、その先生からいろいろご教授を得ながら、今、夜6時から9時半ごろまで、もう既に2回ほどやつているんですが、これを継続してやっていくというふうなことで、先進地視察もこの研修費の中から職員分については出していくというふうなことで考えておりました、去年はできなかったわけですが、ことしはそういった人口減少社会の対策というふうなこともあって、そういうふうな自己研さんの部分についても研修を深めるつもりでありますので、昨年についてはできなかったわけですが、ことしはやるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

3番 この研修については、前回、2番委員からも再三あったようでした。今課長が今年度、そういう研修がさまざまあるのでやるという話ですけれども、昨年度もたしかそういう話で、年間の研修計画を組んだ上で職員派遣をしてやっていきたいという話でしたよね。その中で職員の都合でうんぬんという、今、話ありましたけれども、職員の方、突発的な事業が入ってきて仕事が忙しくなるかもしれませんが、それはそれとして、一度組んだ計画であれば必ずその職員がその研修を受講する仕組みをこれからつくっていかないと、こんな予算を組んだって何にもならないし、職員の、何ていうんですか、人材育成といいますか、そのあたりもできないんじゃないかなと思いますけれども、そのあたり、もう一回お願いします。

総務課長 職員の研修で町長がこういうテーマでやりなさいというふうなことと、それから職員の自己研さんで自分はこういうところでまちづくり、行政的なことをやりたいというふうなことの目標を持ってやるというようなことがありますけれども、去年の 50 万円については自己研さん、自分のいろいろなテーマを出していただいて、それですというふうなことで想定してしまして、それが出なかったということで、当初からこういったこと、こういったことというふうな取りまとめを予算要求の段階でやっていなかったの、先ほど委員さんが言われたように、計画されたものが未執行だということではなくて、25年度中にいろいろなテーマについて自分で自己研さん、それから町のためにこういうことで自分の領域を、今の職責を越えていろいろ勉強したいというふうなことにしようというふうなことでやっているんですけれども、それが出なかったというふうなことでございますので、そういったことについては、ことしはもっと働きかけをしてやっていきたいというふうに思います。

3番 今の課長の答弁で職域を越えてその研修ですか、できなかったというのは仕事の都合でできなかった、出なかったということなんですか。自分はこの仕事はもう十分周知しているし、そんな研修なんか受けなくてもいいということで職員自身が辞退をしたとか、仕事が忙しくてどうしても出られな

かったとか、そのあたり、どっちなんですか。

総務課長 総務課のほうに自分のほうでテーマを決めて出していただいて、それが町としてよければそれを認めていこうというふうな予算でありますので、そういった提案がなかったというようなことでございます。

委員長 ほかにありませんか。

5番 66ページの賦課徴収費についてお伺いします。

この中で補正をした額よりも不用額のほうが数倍も上だということが、ここの款だけではなくて、5款を除いて全部の款において相当からの数が不用額が出ているようです。このことは監査意見書の中にも、やはりその前にするべきことがあるんじゃないかというような指摘もありました。その辺を、総務費だけじゃなくて全般に言えることなんです、それを補正として予算化して、それ以上の額が余っている事実はどういうわけでこうなるのか。逆に言えば、後で余すように町長の指示があったのか、まずその辺からお聞きしたいと思います。

税務福祉課長 ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

こちらの賦課徴収費のほうで不用額 94 万 6,596 円ほど出ておりますけれども、この大きな要因といたしましては、23 節の償還金利子及び割引料というふうなことで、税金の賦課をして、その後には所得の更正があったりとか、あと得喪の異動関係が生じた場合に、転出なり、そういったところでもう一回更正をかけます。そのときに税額が減った分について償還をしているんですけども、当初 150 万円をとっていたというふうなのは、やっぱり年間の必要額というふうなことで 150 万円予算化していただいたんですけども、これが 46 万 6,100 円というふうなことで不用額が発生しているというふうなことなんですけれども、納付というふうなことに付きますと、5月の出納閉鎖まで償還というふうなことが発生するというふうなことがあります。そういうふうなこともありまして、やはり早々に補正を対応するという、3月の補正ですと2月の中旬ごろまでにそれまでの精算をしなければならぬんですけども、異動は随時起こるものですから、その分を踏まえた形でその部分を減額しなかったというふうなことで不用額が発生したところでございます。

やはりおっしゃるとおり、補正をしながら不用額が発生するというふうなことに付しましては、やっぱりいけないことでもありますので、今後はもう少し精査をしながら、残額を見きわめた予算管理をしていきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

5番 このことは毎年その質問があるはずなんです。今後はそのようなことのないように対処しますと毎年答弁にはなってくるんですけども、実際毎年この時期になると必ずこれが多いと。だから、補正同じにするにしても、決算議会の前に減額補正なりする時期もあるんじゃないかなという感じがします。それが手をこまねいておいて、補正予算額の数倍も余すというそのものが私は納得できないと思うんです。これは確かに不用額が多ければ多いほど財源の積立金なりいろいろなことに回すのはこれはわかるんですが、せつかく予算を置いて、執行体制の中でこのように余すような考えの中でするというのは、私はどうしても納得できないなという感じがします。もう一度会計の原則から見ても、その辺の対応を今後どうするのか、お聞きしたいと思います。

総務課長 まず、1つ、職員についてはどうしても心配があるというふうなことで、予算はなるべく多くいただいておきたいというのがあります。例えば、除雪関係については、2月の20日前にもう予算を締め切ってしまうので、3月までの雪の状況とかわからない状況があります。そういったことで、わからない中では予算を確保しておくというのが職員のほうのそういった動きがあります。

先ほど税務福祉課長の言ったように、還付というのは国のほうで還付すれば町も県の分も全て還付

しなければならないというふうなルールになっていますので、そういった部分は多くとっておく必要があるのかなというふうに思います。

それから、技術的なところでは、以前、3月の段階で専決処分をして結構な金額を落としたりしているというふうなことがありますけれども、最近、専決処分は本当に必要な部分だけで、こういったマイナスの部分についてはしないというふうな最近のルールになっているようでございますので、そういったことでありますので、どうしても昔から比べれば不用額は多くなってしまいうところがあります。そういったところについては、どうしても不要不急の執行額が出た場合の対応というふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、例えば71ページの農業委員会の選挙は3月の選挙のために、これらについても専決処分があれば減額ができたんですけれども、3月選挙ですので、これは当然間に合わない、専決処分をしないというふうな前提であれば間に合わない、こういったものは残ってしまうというふうなことになりますので、そういったものの積み上げがかなりなっているというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、参議院選挙についても結構余っているわけですが、最終の交付額というのはなかなか決まらなかったというのがあって、最終の3月の補正の2月上旬までの予算の締め切りまではどうしても整理がつかなかったというふうなこともあります。そういったこともひっくるめて、全てがそういうわけではありませんが、そういったものもあるということをご理解いただいて、それから先ほど税務福祉課長が言ったように、もう少しきちっと精査ができる部分もありますので、それらについては今後職員のほうにも通達をしてまいりたいというふうに思います。

5番 今課長の答弁を聞きますと、これは仕方ない融通もあるんだというふうに受けとめられます。ということは、我々の目から見れば行政職としてこれは当然あり得るということもあると思います。ただ、我々の目から見ても、毎年見てもこの辺が多いということは確かなんです。それをいかにして反省しながら前向きに検討するかが課題だと思うんです。これは当然だというふうな意見のように私は聞こえました。それが実際は当然だと思っているんですか、課長は。その辺、お願いします。

総務課長 そういうふうに聞こえたのであれば反省したいというふうに思います。そうではなくて、やむを得ない事情とか、それから降雪の部分とかそういったものもあるので、職員としては予算を確保しておく必要があるというふうな部分もあるというふうなことでありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。当然その姿が正しいというふうには一切思っておりませんので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、今後このようなことがないように数字の精度を上げるように職員のほうには指示をしたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

2番 60ページの、3番委員が質問しました職員研修費であります。その中の報償費20万円、これ不用額ということで同額不用額になっておりますけれども、第1点は、この報償費を出してどういうふうな研修を計画したのかということが第1点。

あと、もう1点が、研修の提案が出てこないというふうなことについて考えてみますと、1つは、研修に行っているときの仕事を補佐してくれる人がいないというふうなところが一番の原因になっているんじゃないか。逆から言えば、上席者が命令を下せば必ず研修に行かなければならないわけがあります。この辺のところでは上席者も、お前が都合つけば行ってこい程度の命令しかやっていないんじゃないのかなというふうな感じがするわけでありまして。そういった中で職員体制のありようも含め

て質問したいと思います。

総務課長 昨年の計画については、ちょっと承知していなかったのですが、これについては後ほど答弁させていただきたいというふうに思いますが、ことしは条例改正、それから規則の改正、そういったことで行政のほうから職員を派遣していただいて、6月に2日間で全職員を対象として職員研修をやっております。条例、規則の改正の仕方について、ことしは学んでおります。去年については、どういう計画であったのか、ちょっと手元にございませんで後ほどお答えをしたいというふうに思います。

それから、先ほど委員さんが言われるそのとおりであると思いますが、なかなか上司のほうも自分の仕事も抱えていて、部下がいなくなるとその対応というのはどうしてもできないようなもう職員体制になっているというようなことで、実際に必ず行けというふうなもの研修については、それは行かせているんですが、それ以上の提案して行くというようなところで職員が回っていないというふうなことで、それを補佐するような職員というのはいないというふうになっております。

同じ業務をグループでやっているというふうなイメージがあると思いますが、その中で一つ一つの分野を一人一人が持っていて、同じような仕事を2人でやっているというふうなところはもうほとんどないような状況なので、その職員がいなくなるとすぐ滞ってしまうというふうな状況にあります。それをじゃグループ制でというふうなことがありますけれども、なかなか人がやったところを自分もそこに入って行くというふうなことについては、時間と、それから自分の仕事の関係でなかなか行けないようです。なので、どういった職員体制、やり方がいいのかというようなことについては今後、もう少し職員の中でも話し合いを持ちながらそこら辺、どういったやり方であれば研修に出せるのかというふうなことについて話したいと思っておりますけれども、今はそういったところについては無理無理させている部分というのがあります。先ほど言ったまちづく審議会と政策推進室については無理無理行けど。それから、東北自治研修所について、それももう命令で行けというふうなことにやっていますけれども、その提案については本人に任せているので、なかなかちょっと上がってこないというふうなことで、職員体制も含めて今後検討してまいりたいというふうに思います。

2番 どこの職場でもやっぱり日々の業務の中での業務効率を高めるための会議といいますか、いろいろなことを考えているわけでありましてけれども、今の状況を聞いていると、役場の中ではそのことがなかなか達成できないんじゃないのかなというふうな感じがするわけでありまして。もう少し研修も含めて職員体制のありようといいますか、改善できるもの、また業務の中では捨てるもの、当然必要なわけでありまして、この辺も含めて非常に多くの職員から研修に参加してもらい、自己研さんに努めてもらうような体制というものを構築していただきたいというふうに思います。

総務課長 そのような方向でできるように検討してまいりたいというふうに思います。

4番 それでは、47ページの総務管理費の職員採用試験事業、6万9,000円ちょっとで事業を行っているということで、随分少ない金額でやっているんだなというふうに思いましたけれども、この6万9,000円で去年は3人の職員を採用してきて、ことしも何名か採用に至るんだというふうに思うんですけども、去年、私も12月の一般質問をしましたけれども、職員の採用に関しては不補充という考えは私もないです。やっぱり定期的に採用していかななくてはならないだろうし、やはり臨時職員も必要だろうというふうに思うんですけども、やっぱりきちんとした採用計画のもとに採用しているのかなというところが一番、何ていうんですか、もしないとすればそれが一番だめなんだろうというふうに思うんです。

例えば合併をめぐる協議のときに、ここ二、三十年の職員計画のあり方という資料をつくりましたよね。そういう計画に基づいて採用しているのか。あるいは、その後に行革の委員会があつて、その

答申を受けて不補充にしたということがあるでしょうけれども、その後、時代は変わっているわけですし、新たに職員の採用計画というのに基づいてそういうのをやる必要があるんだろうというふうに思うんです。

この行政改革推進費というのは質問出ていますけれども、こういったところをやってしまえば、そういう少ない人数でやれという、そういう答申が出てきてしまうからやらないんじゃないかなというふうにも思いたくもなってくるんです。だから、職員計画があるのかどうか、いつまでつくるのか、そこら辺のところを質問いたします。

総務課長 職員の人事管理計画については総務課のほうで持っております。それは平成 31 年まで、その辺までの計画を持っています。前にも前の総務課長が答弁していると思いますが、職員の定員管理計画よりも実際は、今現在は少なくなっておりますけれども、それについては職員の定員管理計画はつくっておるんですけれども、やはりそのときの行革であったり、議員さんのほうから人口減少の中で職員を削減しなさいというふうなことがあったり、そういったことで計画はもうちょっと上のラインにあるんですが、実際はその下のラインにあるというふうなことであります。計画は町のほうでは今持っております。

4 番 じゃ、その計画を我々に示してください。その資料を見せてくださいということはいいわけですね。見せてもらえるわけですね。

総務課長 現在、定員管理計画は持っていますので、それについては皆さんのほうに提示することは何ら支障はございません。

4 番 じゃ、よろしくをお願いします。

そして、今後必要になってくるのが、やはり臨時職員との兼ね合いの中での職員の定員管理計画というふうになるかと思えます。それができて初めて県内トップのやっぱり行革というのが今後出てくるんであろうし、そういうのを期待したいというふうに思えます。正職員だけでなく臨時職員も含めたそういう行政システムの将来像というものを今後見せてもらいたいというふうに思えます。

町長 今の質問の生の数字だけ、監査委員の実費で見てください。林監査委員が先ほど説明した人件費の推移です。これを見ますと一目瞭然ではないかなと。21 年度から 25 年度まで、これは人件費の総人件費です。前の 5 番委員にも私は総人件費というふうなことで捉えて行革も進んできましたけれども、これを見ましても 21 年度は 7 億 5,000 万円、25 年度が 6 億 7,600 万円と、これが目に見える数字であると。それから、臨時職員、先ほど言ったとおりに年度、年度で多くなる場合もありますし、少なくなる場合もあるということだけ 1 つお願いしたいと思えます。

委員 ほかにありませんか。

7 番 60 ページの下段の定住推進事業費についてお伺いを申し上げます。

定住推進事業は結構裾野が広くて、ことしはまだ子育て支援住宅の賃貸の住宅 1 戸を今建設、まだ整備中でございます。それから、婚活事業も定住促進事業の大きな事業であります。また、それから高齢者にはやさしい住宅のリフォーム事業等いろいろありますけれども、今回私は空き家についてお伺いいたします。

町では空き家を調べて空き家バンクを整備した経過があります。その空き家バンクの整備状況と、その利用が今どうなっているのか、その辺、お伺いします。

まちづくり課長 空き家バンクにつきましては、現在の数値を申し上げます。現在、空き家バンクに登録してあるのは 80 件であります。すぐに利用できるというふうに思われる物件は、利用可能物件

というふうに言っていますが、29件あります。それから、すぐには利用できないというふうな利用不可能な物件は26件あります。うち危険な物件、要するに台風とか、強い風とか、それから積雪とかで危険な物件については11件あります。この11件については指導勧告というふうな文書と、あと危険回避の手続きをしてくださいというふうな、電話等でお願いはしているところです。それから、直せば利用可能になるだろうと思われる物件は25件あります。合計80件というふうな状況であります。

7番 それでは、まず利用可能な29件と今お話しでありますけれども、その中にはいろいろ所有権の問題、権利の問題、いろいろと難しい問題があるかと思えます。その辺の交渉をどのような方法でやっていくのか、その辺お伺いします。

まちづくり課長 利用可能な物件については、空き家バンクに登録をお願いをして、人に貸してもいいというふうな物件を整理しまして、それで逆に今度利用したいというふうな人の募集をしております。その辺でうまく合えば利用してもらおうというふうなマッチングの業務も行っております。

このたび、そういった空き家のバンクを利用して大平のほうに東京のほうから1家族、3人ですけれども、今回移住したというふうな最近の例はあります。

7番 これも行政で本腰入れないとなかなかミスマッチが多くて、利用できる空き家はあるんだけど、実際なかなか中間に立ってやってくれる人がいないということで室の持ち腐れということもあろうかと思えます。また、どこの町内でも、ことしの冬は越せるのかなと、危ないな、倒壊の危険性あるなという空き家があると思えます。私の長沢地区でも合わない住宅が結構あります。その辺の取り組みをどのような方向でやるのか。

また、空き家を更地にすると固定資産税が6倍に上がるという話もありますけれども、その辺のやっぱり優遇措置もどのように考えているのか。そして、少しでも安全・安心な地域の住宅環境を整備するというようなことで、どのような意見を持っているのか、お伺いしたいと思います。

まちづくり課長 まず、危険な物件の指導のあり方ですけれども、やはり特に雪が降って雪崩とか、その近くを通る場合に通行人に危害を及ぼすというふうな事例がよく発生しております。それで、現在の法の中では、やはり所有者の責任のもとでそれを回避してもらおうというふうな方法しか現在とはとれない状況にあります。それで、そういう状況の物件については、電話等で何とかその連絡先をお聞きして、それで雪をおろしてほしいとか、トタンが飛ぶので危ないので何とかしてほしいというふうなお願いを、それを回避してもらおう方法しか現在はございません。

それから、固定資産税の軽減の件ですが、住宅が建築されている要するに土地の固定資産税が6分の1に軽減されるというふうなお話のことですけれども、それを除却、解体した場合はそれがなくなると、6分の1の軽減がなくなるというふうなことなんです。これ法律のことなので、実は現在、国のほうでその辺も、空き家の除却が進まないというふうなこともあるので、国のほうの法律が見直しにかかるような情報も入っております。それを待って私ども、税のほうと協議しながら検討したいなというふうなことを思っておりますので、国の法律の改正を注視して進めていきたいというふうに思っております。

委員長 ほかにありませんか。

3番 52ページ、2の1の6でございます。右の53ページの5番目のふるさとづくり応援事業、先ほど歳入の部分で2番委員からもありましたが、これの成果表を見ていただきたいと思えます。

10ページですが、10ページの中ほどに、今年度の実績63件の243万1,000円、これも監査委員の意見書にもありましたが、この実績があったということで、その成果でございます。一番下でございますが、24年度と比較してということが書いてございます。件数で9件の減と書いてございます。金

額で64万7,000円の減ですが、これ何と比較をしているのかお伺いしたいと思います。

まちづくり課長 24年度のふるさと納税をいただいた件数と比較して、25年度と24年度を比較して、件数として9件の減、それから金額で64万7,000円の減というふうなことであります。

3番 24年度の寄附金の件数と金額の比較ですよね。24年度は実績を見ますと、24年度は65件の275万8,000円です。差し引きますと差額が合わないんです。先ほど別の質問出ましたけれども、成果表で数字がちょっと合わない部分があると、この件もちょっと合わないような気がするんですが。

委員長 暫時休憩をします。

午後4時20分 休憩

午後4時30分 再開

委員長 再開いたします。

途中ではありますけれども、本日はこれにて散会をいたします。なお、明日は午前10時から開会いたしますので45分、15分前までご参集ください。

午後4時30分 散会

平成 26 年 9 月 10 日（水曜日）

決算審査特別委員会会議録
（第 2 日目）

平成26年決算審査特別委員会第2日目

平成26年9月10日(水)

出席委員(9名)

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 鍬 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	

欠席委員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	総務課財政管財班長 小野 芳喜
総務課長 中山 進	代表監査委員 林 恭司
まちづくり課長 沼澤 繁夫	監査事務局長 高橋 明彦
税務福祉課長 矢作 めぐみ	農業委員会会長 加藤 勝義
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教育委員長 太田 二三男
地域整備課長 矢野 正	教育長 齊藤 渉
会計管理者 結城 恵美	教育次長 伊藤 幸一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 明彦	主 査 大場 由美子
--------------	------------

本日の会議に付した事件

認定第1号 平成25年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号 平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
認定第3号 平成25年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号 平成25年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
認定第5号 平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第6号 平成25年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第7号 平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
財産に関する調書の審査

午前10時03分 再開

委員長 おはようございます。ただいまの出席委員数9名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の決算審査特別委員会を開会いたします。

平成25年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

委員長 直ちに一般会計歳出、総務費の質疑に入ります。

ここで皆さんにお願いを申し上げますけれども、質疑につきましては、ページ、款項目を明言されて、できるだけ簡潔にお願いをしたいというふうに思います。

なお、執行部の答弁に関しましても同様でございますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、きのうの3番委員の質疑のまちづくり課長の答弁から入りたいと思います。

まちづくり課長 3番委員さんから質問のありました主要な施策の成果報告書の10ページの(3)にあります平成24年度と比較して件数は9件の減、金額は64万7,000円の減とあったというふうな文面の件で説明をいたします。

これは平成24年度の基金積み立てが67件で302万3,000円です。昨年の成果報告書に記されているとおりであります。平成25年の基金積み立てが今回の成果報告書にありますとおり237万6,000円です。件数の表記がございませんが、調べたところ58件であります。この差が件数で9件の減、金額で64万7,000円の減となります。前回、平成24年度の成果報告書との比較が金額の比較でしたが、今回は基金積み立ての比較というふうなことで、大変わかりづらい表現となったことをおわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

3番 大変苦勞した答弁をつくっていただきましてありがとうございます。

今課長が最後に言ったように、23年度と24年度の比較については、この金額とここにある件数で比較しておりました。ですから、私、きのう申し上げた内容で違うんじゃないかと指摘をしたのでありますから、今後この資料をつくる上でどういうふうな形で比較をしていくのか。もし、基金で比較をしていくのであれば、ここに件数を載せなければ全然わからないと思います。そのあたり、来年度以降、この成果表をつくる際に注意していただきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

3番 次は、64ページ、65ページの一番上に加入系光ファイバー網管理事業784万2,000円ございます。また、成果表でございますが、成果表の27ページをごらんいただきたいと思います。数字ではないんですが、ちょっと細かいことを言っておしわけございませんが、この成果表、23年から23、24、25、内容ほとんど変わっていません。これくらいの成果表だったら私もつくれます。特に中を見ていただきたいんですが、事業内容でございます。事業内容の2つ目のくりでございますが、最後の語句です。「福祉相談システムを整備した」という表現してございます。整備したのは25年度なんですか。この表現はもう23年度の成果表から表現していますよ。25年にしたのであれば整備したという表現でいいかもしれませんが、こういう書き方はないと思います。

あともう一つ、細かいことを言っておしわけありません。その下のくり、住民への提供サービスシステム云々、一番最後です。「多目的な活用を行える」、これ日本語じゃないですよ。間違った字を23年度から使っているんですよ。こういう性格だめだと思っんですよ。先ほどの数字もそうですけれども、こういう文章表現もしっかりしていただかないと、各課でこの成果表、もとの、何ていいますか、資料があって毎年数字の入れかえをしているだけでは成果表とは言えないと思います。このあたりの字句もしっかりと見ていただきたいと思います。

総務課長 今後注意したいと思います。

委員長 ほかにありませんか。2款総務費についての質疑ありませんか。

7番 まちづくり推進費についてお伺いします。

成果表の9ページによりますと、豪雨による被災水路の復旧事業等がありますけれども、これは農林災害に小規模で該当しない項目をこのまちづくり推進費で補助金出して、ちょっと趣旨としては違うのではないのかなと思いますけれども、その辺の考えをお伺いします。

まちづくり課長 ただいまの委員さんが言われたとおり、災害復旧費では対象にならなかったものを、町内で非常に困っているというふうなことがありましたので、この共同事業でやっていただいたというふうなことであります。

7番 農林災害ですと真ん中の10%ぐらいの地元負担が発生するわけがございますけれども、これからもこのようなまちづくり推進費の中で小規模な農林災害に該当しないものをこれからもこの事業でやっていくのかどうか、その辺お伺いします。

まちづくり課長 町内会のほうからいろいろな相談が来まして、対象となる事業としては人件費は対象にできないと。それから、こういうふうな作業をやったときの重機借上代、それから原材料代というふうなものが対象になります。そういった対象になれば、町内で困っているというふうな相談を受けて対応しているところであります。

7番 それから、今後このような災害が起きて地域住民から役場に相談なり陳情が来た場合、またこのような形で補助金を出して事業を行うということに理解していいんですか。

まちづくり課長 そうなりますと単年度の事業になりますが、相談が来たものについては応じたいというふうに思っております。

委員長 ほかにありませんか。

1番 63ページ、町営バス事業ですけれども、この町営バス事業は委託されていて、また料金も発生しているわけで、陸運局に届け出があつての運行規定を守りながらバス停を設置していると思いますけれども、その運行規定をちょっと伺いたいと思います。バス停以外での乗りおりが非常に危険で、今若干あるというふうな状況を何とかならないのという意見があつたので、そこら辺の運行規定はどのようなになっているのか。

まちづくり課長 地域公共交通会議というふうな会議にかけて国のほうに申請するわけですけれども、停留所以外にはとまれないというふうなことで、停留所を指定して申請しておりまして、そこで乗りおりというようなことになります。

1番 確かにそうだと思います。それ以外でもしとまって乗りおりが確認された時点で事故が発生した場合には大変問題になろうかと思えます。今現在、しかしながら老人の方が多く利用されていると思いますけれども、バス停以外での乗車、乗降が確認されていて、ちょっと危険な場所でやっているという意見もいただいておりますけれども、その辺は確認されておりますか。

まちづくり課長 過去にそういった事例があつたので注意をしていたところです。今後またそういうような情報があれば、こちらから委託業者のほうにも注意をして、そのようなことのないように気をつけたいと思います。

1番 場所的にいうと13号線と沖の原街道の一番交通量があつて、あそこ結構見づらい道路の交差点であります。ああいうところでも乗車なり、降車なりの危ないなって感じる場所が多々ある。そこばかりではないと思います。だから、そういうのもちゃんと調べて指導なりするか、もしくは運行規定でそういうふう決められているものを変えていこうとするのであれば、やはり届け出制から町の

単独でのバス運行なりするか、検討し直す方向で今後対策をとるなり、今 140 万円ほどの売り上げがあるようですけれども、これを無償化にして、どこでもとまったり乗りおりできるような形にするか、今後いろいろな形の中で安全を重視した形の中で検討されることをよろしくお願いします。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第 2 款総務費についての質疑、審査を終結します。

次に、第 3 款民生費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第 3 款民生費の質疑に入ります。

4 番 では、85 ページの災害救助費の、ここも補正でとって、また不用額でまず当初予算の額以上に返すという、不用額が出るというのも、ちょっとこの災害支援事業、これどういう支援を行ったのか、質問いたします。

総務課長 東日本大震災のための支援を行っている事業でありますけれども、去年は 11 月 26 日に被災地支援ということで、野菜関係を持って行って被災者のために支援をしているところであります。

4 番 11 月 26 日に 1 回行くだけ、行っただけでなぜ補正がまず必要だったのかなという気がします。それで、私もこの被災地には行っているんですけども、今あんまりそういう炊き出しとか、そういうもののボランティアというのは余り必要とされていない状況があります。むしろ心のケア、あるいは自分たちが復旧しようとしている商店街の、そういったところの支援がだんだん主になってきているというような状況で、何でこの 10 万円というまず補正が必要で、30 万円という不用額が出てしまっているのか。また、そういう事情に合ったような活動というのですか、どういう団体に行ったのかわからないですけども、そういうのが本当に今必要なのかどうか、そこら辺のところを質問いたします。

総務課長 まず、10 万円ですが、これは 3 月に補正をしているようでありますけれども、3 月に補正いただいて、それで支援するというふうなことで考えておったようですけども、それが野菜等の集荷がなかなかうまくいかないというふうなことで中止をされたというふうに聞いております。

それから、今委員さんが言われるように、そういった心のケア、そういったものが必要であるというふうなことは承知しておりますが、こちらは被災地農園というふうなことで沖の原のほうにそういった農地を設定して、こちらのほうに交流に来ていただいて植え込みとかしていただいたり、それから収穫祭をしたりというふうなことで地域の方とも交流をして、そういった心のケアにも資するような考え方でやっているというふうに聞いております。

4 番 いずれにしても、40 万円という予算があって、その中で被災地支援をしていこうというのであれば、やっぱりそういった金額に見合うことをボランティアとしてやっていくべきではないかなというふうに思います。そういった意味で、ことしの事業が去年のこういうふうな形にならないように、きちんとした予算執行ができるようなボランティアしてもらいたいと思うんですけども、どうですか、今の現状は。

総務課長 この会議をちょっとまだことしはやっていないので、今言ったような需要を把握をして、それでボランティアさんとも日程を調整しながら、そういったより効果的なものについてできるようにしていきたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

3 番 また済みません。76 ページ、福祉の町推進費、右の 77 ページ、2 の福祉の町推進事業 837 万 6,244

円執行額ですが、成果表の 39 ページの執行額と差があるんですが、この差は何でしょうか。

税務福祉課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

決算書につきましては、まずは正しい数値かと思えます。それで、成果表なんですけれども、829 万 6,244 円というのは、次の 79 ページの上段にありますけれども、寝たきり老人等移送サービス事業 8 万円の扶助費がそちらのほうに、済みません、入っています。じゃちょっと積算しますので、お時間をいただきたいと思えます。

委員長 暫時休憩をします。

午前 10 時 26 分 休憩

午前 10 時 27 分 再開

委員長 再開します。

税務福祉課長 申しわけありません。成果表の中には決算書にある事業が全部含まれておりませんので、ちょっと積算してもその金額にならない状況です。単純な記載ミスというふうなことだと思えますので、そんなことをご理解をいただきたいと思えます。今後そういうふうなことがないようにいたしたいと思えます。

委員長 3 番、いいですか。ほかにありませんか。

2 番 76 ページの一番上です。老人クラブ運営費補助金と老人クラブ連合会活動促進事業補助金、それを成果表で見ますと、各老人クラブが活発となりということで、高齢者が生き生きと活動できたというふうな成果でありますけれども、年々この老人クラブの組織というのは減ってきているのではないのかなというふうな感じをしております。そういった中で、もう少し老人クラブのありよう、この名称も含めて検討していただきたいというふうなことと、できれば若妻会、婦人会、町内会では大体 60 ぐらいまでが町内会のほうに参加しているようでありますので、その後の、どうしても老人クラブという 75 以降でないとなかなか入ってこれないような環境下にあるわけであります。そういったときに、60 以降 75 までの間の新たな組織、名称はどうであれ考えていくべきじゃないのかなと。老人クラブの中での質問でありますので、私が言っている組織は別の費目になるかちょっとわかりませんが、この老人クラブについてはなかなかふえていない、逆に衰退しているということを考えれば、新たなものを考えていったらどうでしょうかというふうなことです。

税務福祉課長 ただいまの 2 番委員さんの質問にお答えさせていただきます。

やはり成果表のほうでは老人クラブ運営事業というふうなことで、目的、事業内容、成果というふうなことが書かれておりますけれども、こちらが昨年の実績を踏まえた形での記載になっていないというふうにやっぱり思われます。今申し上げられましたとおり、老人クラブにつきましては活動している方の年齢がかさむことによりまして年々やっぱり活動が停滞してきておるといのが実態でございます。やっぱりこの組織につきましては全国共通の組織でもありますので、県内、郡、そういうふうな組織の中で各種いろいろな行事が年間あります。そちらのほうの動きについても、やはり車の送迎とか、いろいろそういうふうな事情もありまして、そちらに参加していただく人も少なくなって、事務局のほうでも難儀をしているというふうな状況です。

また、名称というふうなことですけれども、老人というやっぱり 75 歳以上で、なかなか活動的な名称ではないふうには思えます。でも、やっぱり全国的な組織の中でこの名前を使っているというふうなことなんですけれども、舟形町独自でやっぱり何か、ユウユウ人とか、何かそういうふうな少しみんなが意識的に変われるような名称も考慮していきたいなというふうには今お話を聞いて思っ

たところ。まずは人的体制なり、活動の内容なりを今後、ただいまの意見をいただきましたので、そちらのほうで検討させていただきたいというふうに思います。

2番 一例として、若妻会が40まで、40から60までが婦人会、そしてその後、ないわけです。これが切れ間なくそういうふうな組織があることによって加入できるような環境づくりというようなものもぜひ町のほうで考えていただきたいというふうなことを要望しまして、きちんとお願いしたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

7番 80ページの保育所費についてお伺いいたします。

成果表によりますと、いろいろ事業の内容、成果等が書かれておりますけれども、一時保育利用児童数が延べ人数、また延長保育児童の利用数が延べ人数、実際の人数があると需要がどのようなのかとわかりやすいんですけども、その辺、まずお伺いします。

教育次長 これにつきましては、歳入のほうをごらんいただければと思います。23ページ、決算書のほうですけども、一時保育の負担金ございます。延長保育が82万8,400円、一時保育保護者負担金が22万1,000円というふうになっています。傾向としては昨年より一時保育が減っています。例えば農繁期のときとか、あと家族がいなくて子供の面倒を見る方がいないというふうなところでの一時保育と、あと延長保育につきましては、昨年比較で増えている傾向にあります。通常でのやはり母親ないし家の方々が勤めというふうなことで勤務時間までの間を保育、今現在7時から7時までというふうになっていますので、その延長分のほうの利用の状況がふえている傾向にございます。

7番 私のほうが質問がちょっと悪かったのかなと思ってはいますが、延べ人数ではなくて、実際に利用している人数をお聞きしたかったんです。

それから、ほほえみ保育園はゼロ歳児から2歳児までの保育をしているんですけども、保育スペース、広場の関係上、最高何人ぐらいまで受け入れが可能なのでしょうか。

また、ゼロ歳児、2歳児の保育料がもし減額になりまして、2歳児の需要が、保育をお願いする父兄が多くなった場合、今の1部屋しかないスペースの中でこれからどのような方法で父兄の要望にお応えできるのかどうか、その辺、お伺いします。

教育次長 大変失礼しました。延べ人数、一時保育につきましてはランダムですので、28名という実人数、ちょっと押さえていませんが、月に二、三名ほどというふうに計算はなるんですけども、実人数、ちょっと今把握してございませんので、後ほど報告で答弁させていただきたいと思います。

あと、延長保育も同じなんですけれども、実質月平均でいくと50名前後というふうになってございます。

委員長 ここで皆さんにお諮りします。今教育次長の答弁で一時保育の利用者数の資料提出の件がありましたけれども、これを後ほど提出していただくことでよろしいですか。

(「異義なし」の声あり)

委員長 では、そういうことでお願いします。

7番 それでは、成果の中で一時保育、特定保育、延長保育とありますけれども、特定保育というのはどういうものを指しているのか、その辺お伺いします。その利用者が何人いるのか。43ページの。

教育次長 大変申しわけございません。特定保育については病児保育とか、あとちょっと、認識しているんですけども、実際には利用はありません。ただ、病児保育というふうなことで、例えばインフルエンザになった場合とかは、お休みをいただくというふうなことでお願いはしてあるんですけども、ただ医師の判断で1週間とか来てはいけないというか、感染するといけないのでというふうなこ

ともあるので、特定のそういうのだとちょっと認識しています。あと、一時保育につきましては先ほど申し上げましたとおりで、あとは延長保育については通常の保育時間を早朝保育と夜の7時までという夜間の部分までの分の延長の内容です。

今現在、ゼロ・1歳のスペースについては、ちょっとゼロ・1歳の部分では把握してなくて済みませんが、全体の定員というふうなことで170というふうになっております。今現在ですけれども、ゼロ・1歳児につきましては17名おります。一応3人に1人というふうなことで保育士と保育補助を置いてございます。ただ、要件として170名までは総体で最低基準で、保育所全体の面積では最低基準を網羅しているというふうな今の状況です。ただ、170人に対して今現在151人入所しているんですけれども、最低基準は保育士、または面積等はクリアしているというふうになっています。

委員長 ほかにありませんか。

3番 76ページの3の1の4、老人措置費、老人施設入所措置事業590万円ありますが、成果表を見ますと昨年度、新庄の神室荘に3名入居しているということでございますが、この入所の基準といたしますか、ゆいの家とこの事業との入所基準の差、差というんですか、大きな違いはどこなんでしょうか。

税務福祉課長 では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

神室荘に入所している方については、今おっしゃられるとおり3名おります。要件といたしましては、生活保護担になっている老人の方で身寄りがないというふうな方を対象としております。

ゆいの家については、家族がおるけれども一時避難であったりとか、ちょっと在宅から離れてというふうな形の保護というふうな形になっておりますので、そこら辺の違いがあるかと思えます。

3番 ゆいの家は家族がいらっしゃってもよろしいんですか。ゆいの家と神室荘に入っている方々の差というのは転居先があるかないかじゃないんですか。私はちょっと、ゆいの家というのは入ってる期間が決まっていますよね。ずっと入れませんよね。この事業の神室荘にいる方はずっと入っていることができるんですよね。

税務福祉課長 ただいまの件ですけれども、神室荘に入所している方については、もうずっと長期入所というふうなことになっております。あえて言えば、死ぬまで身寄りがないというふうなことからすれば引き取り手がないわけですので、ずっと県の施設のほうにお願いをしているというふうなことでございます。

ゆいの家につきましては、家族がいても、今老人に対するちょっと危害を加えたりとか、家族的に問題があるような傾向の方が一時的に避難するような形にもなっておりますし、先日火事になったお宅のご夫妻がその期間入所しているというふうなときもありましたし、そういうふうなことで6カ月間をめぐりに入れているというふうなことで、そちらのほうにつきましては家族がおっても入れるというふうな施設になっております。以上です。

3番 ちょっと町民の方から、ゆいの家に入っておったんだけど、期間があるので出なくてはいけなくて、別の施設を探さなくてはいけないという方がおったんですが、こういう事業があるのであれば、こっちのほうがいいんじゃないのかなと思って今感じたんですけれども、成果表を見ると、「転居先がなく」というのが頭にあるんですよね。入居先がなく身寄りもない、そうであればこっちに無条件にもう入れるんですか。さまざまな条件はあると思えますけれども、このあたりの審査というのはいくらでやるんですか。

税務福祉課長 ただいまのご質問ですけれども、神室荘入所の審査会につきましては新庄市が事務局で、市町村の課長等が組織している入所選考委員会がございまして、待機者がおるというふうなことから、その都度申し込みがあればそちらの会のほうで選定をしているというふうな状況です。以上です。

委員長 ほかにありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。なしと認め、第3款民生費についての質疑、審査を終結します。

次に、第4款衛生費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第4款衛生費の質疑に入ります。

2番 90ページの清掃総務費の中での、成果表の52ページなんですけれども、この事業内容に、ごみ収集カレンダーの発行や広報により適正なごみ処理の意識の普及啓発を実施というふうなことがありますけれども、まだまだごみを燃やしている方がおるようでありますけれども、このことについての悪いことなんだというか、意識を変えるための町で具体的な行動、どういったことを行っているのか、お聞きしたいと思います。

税務福祉課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

家庭でごみを燃やすことができなくなってかなり時間がたっております。ですので、各家庭の個人の良識に基づくものかと思っておりますけれども、あとは許される許容範囲の中で農作業の残骸でありますか、そういうふうなものについては、そのときについてのみ許可をしているというふうなことでございます。ですが、やはり良識のない方のほうでごみを燃やして近隣の方からお電話をいただくというふうなことが、ことしはありませんけれども、そういうふうなところでの情報はいただいております。こちらのほうといたしましては、電話等でだったりとか、そういうふうな指導をしているんですけれども、なかなかやっぱり了解をいただけないというところもありますので、長い経過をしている関係で随時広報的なことで周知が漏れているというふうなところについては、やぶさかではないかと思っております。

やっぱりこれから随時そういうふうな啓発というふうなことをやっていかないとうまくないのではないかなというふうに思っておりますので、今後啓発を進めるようにしたいと思います。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

4番 89ページの健康増進事業の中の(2)の報償費、上の方の糖尿病検診アンケート回収協力報償ということで7万8,000円上がっておりますけれども、これは糖尿病検診の回収をまずさせているんだと思うんですけれども、何名の方に幾らぐらい報償費をお払いしているのか、質問いたします。

税務福祉課長 ただいまのご質問に対してご説明いたします。

糖尿病検診につきましては、舟形町につきましては山形大学医学部との連携によりまして昭和の時代から行っている事業で、今のところ第5期検診が終了していることでございます。来年度から第6期のほうの糖尿病検診に入るわけですけれども、そのことを踏まえて、これまでの検査についての山大的ほうで資料をつくるための調査というふうなことで、平成25年度につきましては2,700名を対象に町内のほうに生存確認アンケートというふうなことで、これまで糖尿病検診を受けていただいた方についてアンケート調査を依頼しております。

回収につきましては、健康課のほうでお願いしている食改のメンバーの方をお願いをしたというふうなことを聞いております。1件について1,000円というふうなことで、ちょっと高額なんですけれども、その費用というふうなことで7万8,000円を山大的ほうからいただいた内容でございます。以上です。

4番 1件1,000円ということをお願いしているということなんですけれども、こういったアンケート調査というのは町内会によく来ます。それで、糖尿病検診だけこういう回収制度があるのはちょっと

どうしてかなと疑問に思ったので質問したんですけれども、例えばこういうふうにできる制度があるのであれば、例えば町内会に来るさまざまなアンケート調査、例えば税務なら税務調査ありますよね。そういう封筒もこういった方をお願いしてはどうかというふうに思うんです。というのは、非常に町内会で配る資料が多くて重くなってきていて、町内会長、若い人はいいんですけれども、年配の方がやるとなった場合に、一度ではやっぱり配りきれずに何回も家と住宅を往復するという例が出てきているんです。ですから、ある程度この辺の報酬を払って頼める人がいるのであれば、そういうものに関して、例えばそういう課なら課のそういうアンケート調査なら、そういった方にちょっとお願いできるようなものをその課の中でさらにふやしていくということにはできないものかなというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

税務福祉課長 ただいまのご質問なんですけれども、私のほうで先に説明しました1件1,000円というふうなことなんですけれども、これが当初から1,000円というふうなことで内示があったわけではなくて、もうアンケートも回収しまして、山大のほうに送付して、それから1,000円というふうな積算のもとにお金が来たものですから、当初からお願いする際にはわからなかった数字でございます。

今回、ことしも今食事調査というふうなことで、同人数というふうなことでお願いをして今回回収しているわけなんですけれども、こちらについても町内会長さんを通じて配布をしまして、回収につきましては衛生組合長さんのほうをお願いをしているというふうな内容でございます。こちらにつきましては、今度回収するその金額がまだ提示されていないこともありまして、そこら辺がちょっと、担当ともお話をしたんですけれども、難しいところがあるので、山大さんのほうに確認をできる範疇のものであるかというふうなところもありまして、1,000円というふうなことににつきましては、昨年がたまたまそうであったというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

4番 金額等はいいんです、1,000円上げても2,000円上げてもいいんですけれども、要するにそういう回収制度があるんだったら、そういう回収制度を、例えば町内会長が本当にこれすべきなのかなという文書配達もあるものですから、そういう部分で例えば税務課の班の中でできるような回収、こういうのに抱き合わせてできるような回収ができるんだったら、そういうのをやっていってもらえないものかなというふうに思って、そういう検討の余地はないんですかという質問なんです。要するに金額じゃなくて、そういう制度をもっとほかの部分で使えないかという、そういう質問です。

まちづくり課長 町内会長の担当課でありますまちづくり課のほうから答えさせていただきます。

まずは、町内会長さんのほうにお支払いしている報酬については、戸数割と平均割というふうなものがございますお支払いさせていただいております。戸数割については、そういった文書配達へのご苦勞というふうなことで単価が加味されているというふうに把握しておるところです。

ただし、今委員さんが言われたように、なかなか文書量が多くてやはり隣組長さんのほうにお願いしたりするのも、高齢化があったり難しいというふうなことの相談もあった経過がありますので、ちょっと時間をいただいて、何かいい方法がないか検討させていただきたいというふうに思います。

委員長 ここで質問者の方をお願いですけれども、決算審査の特別委員会、限られた時間の中での審査になります。款ごとに区切って審査をしているわけでありまして、余り質問の内容を拡大することのないようにご協力よろしく申し上げます。

なお、答弁する方につきましても、経過等は余りつけ加える必要がないのかなというふうに思いますので、質問の趣旨に対して単純明快な答弁をお願いしたいというふうに思います。

ほかにありませんか。

1番 成果表で49ページ、健康増進事業ですけれども、4款の1項5目、決算書だと87ページになり

ます。

今、国民健康保険の特定健診受診者 643 名、未受診者 378 名に受けるようにという指導なりされている数字がありますが、その結果はどうなっておりますか。

税務福祉課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

未受診者の対策につきましては、今現在、国保連合会のほうでその事業に入っております、今舟形町につきましては、元保健師のお二人のほうで各町内を回っているところでございます。未受診者につきましては、病院のほうにかかっている方はともかく、健診を受けていない方がいらっしゃるというふうなことで再三にわたりまして家庭を訪問しながら進めているところです。その期限が 9 月いっぱいというふうなことから、それらの結果を見ないとわからないので、その後にもお話しできなかったらというふうに思っております。以上です。

1 番 町内外にして近年若い方が不慮にして亡くなるという形が多く聞こえてくる中で、やはり健康診断なり特定健診なりを受診者にいかに周知して、よく健診させるかということが未然に事故防止なり健康づくりかなと思います。そういう面でしっかり力を入れていながら、やっぱりかなり苦しくなってくる国保のウエートも薄らいでいくというふうな状況になろうかと思っておりますので、今後ともそういうふうな指導をしっかりして健康維持の推進をしていただければと思います。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。なしと認め、第 4 款衛生費についての質疑、審査を終結します。

次に、第 5 款労働費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。

産業振興課長 きのうの歳入の審査の際に 4 番の佐藤委員さんから次のような質問があつて、これは後で確認しておきますというふうな答えをさせていただいたんですが、それきのう確認いたしましたので報告させていただきたいというふうに思います。

質問内容なんですが、今年度、平成 26 年度の緊急雇用事業につきまして当初予算よりも、9 月補正で皆様方から承認してもらいましたように、事業枠が縮小して今年度、遂行しているということなんですが、そこで採用人数も 8 人減っているというふうな報告をさせていただきました。舟和会 5 名、婚活サポーター 2 名、地域づくりプランナー 1 名ということで、そのところの事業所の影響はどのようなものかというふうなご質問で、きのう把握していなかったものですから申しわけなく、把握していなかったものですから、後日確認して報告させていただきたいというふうな内容のことで報告させていただきたいというふうに思います。

この事業について 1 つだけ確認させていただきたいんですが、この緊急雇用創出事業の補助事業につきましては最長で 1 年間の雇用期間というふうになっておりまして、今年度の補助事業で実は昨年度から引き続き雇用している方がおられます。2 年目に入っている方がいます。これはどういうわけかといいますと、今年度の緊急雇用創出事業につきましては、昨年度までの事業と制度的に若干変わったところがありまして、今年度からの補助事業の緊急雇用創出事業は新規事業というふうな捉え方を国でしておりまして、そういう意味で去年採用された方も、ことしは初年度からということで 1 年間の雇用というふうなことで運営をしております。

そこで、舟和会さん 5 名、当初で申請させていただいたところが、枠が少なくなってゼロというふうなところで事業所はどういう影響があるかという内容でございます。昨年度までの採用、25 年度ま

での採用期間ですと働きながら2級ヘルパーの資格を取得してというようなものの事業の採択条件だったんですが、今年度からずっと春先にかけて制度内容をひもといてみますと、今度採択要件が2級ヘルパーの資格のワンランク上の資格を働きながら取らなければならないというふうなところがありまして、実務研修が450時間というふうなものを設定しながら雇用しなければならないというふうな条件が昨年度と今年度違う条件になっていると、そういう意味からちょっと雇用しづらい条件に今年度からなったというふうなところの背景があります。

それで、舟和会で5名申請してきた枠につきまして、実際その枠として独自で何名採用しているかというふうなところもお聞きしたんですが、採用していないということでありました。そこで、事業所として影響はどうかということにつきましてもお聞きしたんですが、現職員体制で執行していて、今現在特に支障はなく業務を執行しているというふうなお話をいただいております。

それから、婚活サポーター2名につきましては、町の直接雇用というふうなところで運用しております。

それから、地域づくりプランナーにつきましては、NPO法人長沢学校の活動人員ということなんですが、今現在活動休止状態なので、この辺の影響はないというふうなところで確認しております。以上、報告させていただきたいというふうに思います。

委員長 労働費に関する質疑、ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。なしと認め、第5款労働費について質疑、審査を終結します。

次に、第6款農林水産業費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番 簡単に数字の確認だけさせてください。農業委員会費で、成果表で59ページです。59ページの一番下に成果が載っていますが、農地集積率48.5%となっておりまして、先般の私の6月の一般質問のときに集積率の話をしていましたら60%という話をお伺いしたんですが、48.5%で間違いありませんか。

産業振興課長 主要施策に記載している50%で間違いありません。

3番 48.5%というのは24年度の成果表と同じです。1年間で全然伸びなかったんですか。

産業振興課長 昨年度の平成25年度で集積も進んでおります。24年度の数字が48.5であります、昨年度集積進んでおりますので、この数字もアップになっていることをごさいます。大変申しわけありません。この数字につきましては間違いということで申しわけなく、後で正確な数字を報告させていただきたいというふうに思います。申しわけありませんでした。

委員長 暫時休憩をします。

午前11時15分 休憩

午前11時22分 再開

委員長 再開します。

産業振興課長 大変申しわけありませんでした。主要施策に表示している集積率48.5%から1年間の集積した結果進みまして、根拠としましては農地面積1.672ヘクタールにおいてこれまでの集積面積が902ということで、昨年度段階で集積率「53.9%」、このような数字でございます。主要な施策の訂正になってしまいますが、大変申しわけありませんでした。

3番 さっきから何回も同じことを言って申しわけありませんが、だんだんと数が多くなってくると成果表というのはあんまり執行部のほうで重きを置いていないのかな。これではちょっとないほうがいいんじゃないかなと思うんだけど、もっと精査よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

3番 何回も済みません。102 ページ、担い手等支援対策事業費、右のほうの2番の新規就農総合支援事業、同じく成果表、71 ページです。71 ページに実績が載っています。事業実績 317 万 8,417 円、決算表が 317 万 3,417 円です。差が出ていますが、済みません。

委員長 暫時休憩をします。

午前 11 時 24 分 休憩

午前 11 時 24 分 再開

委員長 再開します。

産業振興課長 御指摘にあります合計 317 万 8,417 円というやつと決算書と 5,000 円の差異がございます。5,000 円分については主要の施策の 8,400 というやつが 3,417 円というようなことでございました。これも間違いでございました。おわび申し上げたいというふうに思います。済みませんでした。

3番 成果表の数字を簡単に直していますが、成果表が間違っているんですね。決算のほう間違ったら大変なことになりますよ。これからしっかり精査をお願いします。

委員長 ほかにありませんか。6 款農林水産業費の質疑ありませんか。

1番 決算書、99 ページ、7 目ほ場整備事業で 3 地区の事業があるわけですがけれども、ちょっと成果表の 59 ページ、59 ページの農業委員会事業の (2)、②対象地区、舟形地区、長沢地区、361 ヘクタールを調査したというふうに書いてありますけれども、要するに今農業情勢がかなり厳しい状況の中で荒れている農地もしくは農地利用不利地等の農地を調査した数字かと思われましますが、以前の定例会のときに整備課長のほうから、地域に出向いて農地集積なり補助事業の推進になるよう出向いて指導するというふうな言葉をいただいた経過があるわけですがけれども、この調査結果後にそういう対策はなされましたか。

地域整備課長 この調査結果に基づいての、ほ場整備等の推進というような形での取り組みについてはまだ行っておりません。

1番 ほ場整備事業については、今結構有利な事業体系で手挙げをやっているところが数多く、事業の採択が厳しい状況にあるというふうに聞いております。そういう条件の中で町の持ち出し等の、計画的に予算をつけながらその事業を推進していく時期であるのではないかと思います。これは非常に喫緊の問題であると私的に捉えていますけれども、計画はあるのですか。

地域整備課長 一応、上長沢地区のほ場整備につきましては、地元代表になる方を今探しているような状況でございます。なかなか担い手も少ない中で、当地区においてはなかなか先導してくれる方がいないものですから、地元の方もなかなか見つからないというような状況でございます。

誰を代表として進めていったらいいかということで、今課内でも話しながら検討しているわけなんですけれども、例えば幅土地改良区等もございますので、その辺とも協議しながら何とか地区の推進をしていきたいなというふうに考えております。

1番 なかなか緩い、何ていうか、ちゃんと計画していないような答えに感じます。これは非常に大変な問題だと思います。今現在、日本中の米の推進大会等々の協議会のほうに町のほうでも負担金は出

しておろうかと思えますけれども、数日前の県の推進大会の中では、国のほうの役所の方から、米はいずれ5,000円台に突入するだろうというふうな形で、いかに地域で取り組むかということが大事な時代に来ておろうかと思えます。主産業が農業と言っている我が町においてもかなり喫緊の問題であり、逼迫した状態になろうかと思えます。しっかりとした事業計画を長期的につくり、それをやはり地域のリーダーがいらないというんじゃないで、リーダーを育て上げることが一番大事な形かと思えますので、ぜひ前向きにしっかりとした計画を立てていただきたいと思えます。

地域整備課長 1番委員さんの言うとおりで、前向きに長期的な計画を持って今後進めていきたいというふうに考えております。

委員長 ほかにありませんか。

6番 成果表の70ページ、若あゆ温泉管理事業の中で若あゆ温泉工事費の1,850万円ほどありますけれども、その中の若あゆ温泉改修工事75万1,550円、これは恐らくはりの補修工事だと私は思っているんですけども、この内容をお聞きします。

産業振興課長 今のご質問なんですが、野尻委員のおっしゃるとおりでございまして、若あゆ温泉の風呂場のはり等の改修工事になります。

6番 それで、年間14万以上の人が利用しているわけですから、できれば休みを利用しての工事、何日も休んだ経緯があります、10日前後、こういう折はしようがないと思えます。何日間か休まないといけないという工事もありますけれども、できればシャワーの交換とか、井戸のポンプの交換とかいろいろあると思えます。今後そういうふうな、休まないようなあれで工事をしてもらいたいと思えます。以上です。

産業振興課長 わかりました。今現在も定休日のときにボイラーの点検とかいろいろやっているんですが、今指摘していただきました内容も、もっともっと取り入れながら対応していかなければならないと思えます。ありがとうございました。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第6款農林水産業費についての質疑、審査を終結します。

次に、第7款商工費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第7款商工費について質疑に入ります。

5番 110ページの猿羽根山公園管理費の中で工事費が790万円ほど置いておりますが、この工事の内容をお聞きしたいと思えます。

産業振興課長 工事の内容なんですが、主要施策の80ページのほうに記載させてもらっております。それで、この中段のほうに事業内容ということであって、その1と2のところ、2のところ工事請負費ということで①と②と③、それぞれの数字で工事を行っております。以上でございます。

5番 工事の内容はわかりましたが、前に総務常任委員会で、猿羽根山公園内を散策しているが、検討した結果、あのカーブをできるだけしないで、車が危険だということいろいろな話をしたことがありますが、その辺の、これからの考え方は、何かその件に対しては何も考えていないんでしょうか。

産業振興課長 今の質問の件なんですが、鳥居から裏参道と言っているんですが、そういう小道路上がっていく道路の場所の質問ということでいいでしょうか。(「はい」の声あり)

それらの件については、3月の議会でも請願が出されておまして、そして常任委員会のほうでも調査していただいて報告もいただいているという中で、このたびの定例会の9月補正でも工事費を計

上させていただきます。

その整備内容につきましては、鳥居はそのままでというようなことの中で、今現道がございますが、大きな切り取りとかというのは行わないで、景観を維持しながら今の現道の路盤が軟弱なところ、あるいは路肩が弱いところ等がございましたので、路盤、あるいは舗装改良に伴いまして路肩補強工事ということで、現道を極力生かした道路整備内容を考えてございます。延長としましては、きちんと強固なところは除いて、連続ではないんですが、延長として60メートルほど、このたび6月で承認していただいたので、早速そういうふうな内容で整備していきたいというふうに考えております。

5番 前にも言うと、猿羽根山の開発についてはいろいろな話にはなりましたが、そんな中で景観を損なわない程度で何とか考えてみたいというような話をしました。そうした中であってもやはり基金が伴わないようではだめだろうというような、あのときもいろいろな話になったわけですので、今後とも、やはり車の上のほうはUターン場所が余りにも駐車場が少ないということもありますので、その辺も道路の改良ぐらいしかできないのかなというような感じはしましたが、できるだけやはり便宜を図りながら、猿羽根山公園にやはり観光地としての位置づけをもう少し整備しながら考える必要があるんじゃないかなと思った次第です。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ほかにありませんか。

2番 ページが112ページ、商工振興費の中の企業誘致対策事業76万6,371円の、成果表の中に企業誘致活動として、ふるさと特養構想実現に向けた要請行動、情報収集、あとその下のふるさと特養誘致等については私も話は聞いておりますけれども、今現在厚労省なり、あと内閣とさまざまな要請活動を行っているわけでありましてけれども、このことについての経過をお聞きしたいと思います。

総務課長 昨年度、82ページにあるような行動をしてまいりましたけれども、結果としましては、舟形方式はまだ時期尚早であるというふうな昨年9月の、厚労省の高齢化対策の委員会がありましたけれども、それではそういうふうになりました。

それで、杉並区と南伊豆町のような方式については、それはやりましょうというふうなことと、それから75歳以上の住所地特例がないために都会のほうから行かれた方の医療費が発生してしまうという問題については、それはことしじゅうに改正するというふうな方向で動いております。

そういった中で、うちのほうでは港区と世田谷区と交流をしておりますので、そこを中心にしたのと、それからアンケートを実施しました。各区役所のほうに出して、それで舟形町と連携をするところがないかというふうなことでアンケート調査をしましたところ、興味はあるんですけども、この条件を第6期の介護保険計画のほうに掲載をして、両方の区役所のほうと舟形町の両方で介護保険計画に登載しなければいけないと。それで、区役所の上のほうの都庁、それから町であれば県のほうの介護保健計画にも登載する、そういったことが条件にあります。そういったことで、アンケート調査をして、その見込がありそうなお願ひに行ったのが、北区、荒川区、大田区、品川区、杉並区、港区というふうなことであります。世田谷区については地域包括ということで自分のところでやるというふうなことでしたので、お話をしましたが、そういった経過になって、今言った区役所のほうに、希望はあるんですけども、なかなか介護保険計画までは載せられないというような状況にあります。そういったことで、今の段階は舟形は難しいというふうな状況にあります。

そういった中で今後どういうふうにして堀内小学校のところに特養整備をするかというふうなこととなりますが、今現在やっているのは、徳洲会さんのほうで100床規模でやろうとしましたけれども、まずは50床規模のやつで、舟形の介護保険計画にのせて、都会の部分については、まずはのせなというふうなことで進めるといふふうなことで今進めようとしているところであります。その介護

保険計画は今年度中に策定しまして、来年度から始まる第6期計画のほうに反映させるというふうなことで進んでおります。

ただ、問題は、そういったことで介護保険計画には地域の中の特養というふうなことになりますが、実際は、現実的には都会のほうであぶれた方については全国のどこの施設にも入れることになっております。そういったことで、各区役所のほうとはまだ、今せっかくなつくつったコネクションを切ることなく、そういった新しくつくったときにそういった誘致をするなりして、こちらのほうの介護保険計画に影響させない住所地特例で入れるように進めるというふうなことの内容的には変わりありませんが、原則的には地域の特養をするというふうなことで介護保険計画のほうに登載するべく今税務福祉課のほうでやっているというふうなことでございます。

2番 そうしますと、今後とも引き続き、徳洲会とは関係なく、また新たな都会のほうというか、あちらのほうの方々からつくっていただいて、都会の方々に入ってもらおうというふうな内容の、これについては今後とも引き続き進めていくというような理解でいいんですか。

税務福祉課長 ただいまの件ですけれども、総務課長がおっしゃられたように、都市部からのふるさと特養につきましては一時休止するというふうな状況でおります。制度的なこととか、あとこれからの国の考え方というふうなこともございますので、そちらのほうにつきましてはちょっと休止状態にしまして、今新たに考えておりますのが、今申し上げました県内、あとは地域、最上地区であったりとか、まだまだ需要が足りないところが、待機者もおりますので、そういうふうな方々を入所すべく、施設というふうなことで、徳洲会の社会福祉法人涼風会というふうなところの事業主体でもって28年度に建設する予定で、まずは県のほうとの調整といいますか、ヒアリングも1回行ったというふうな状況でございます。そちらにつきましては、50床というふうなことで今予定しております。

やっぱり都会のほうでは経費的に安い入所の部屋が適当だというふうなこともありますので、こちらのほうの町としましては、ユニット型でなく多床室というふうなことを前提に考えているところでございます。今の段階ではまだこのぐらいの経過しかないものですから、また随時、これから進める段階におきましてご報告を申し上げたいというふうに思います。以上です。

2番 ぜひ、堀内地区の活性化のためにも強力に、そして早く開所できるように進めていただきたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

4番 113ページの観光物産センター管理費の工事費2,100万円、駅につくった物産センターだと思っておりますけれども、これができて今どのような効果、利用状況になっているか、質問いたします。

産業振興課長 ことし3月にリニューアルオープンさせていただいて、運営につきましては商工会に委託をしまして半年ほど経過しております。物販、あるいは喫茶のコーナーも予定していただきながら、やすらぎの、ゆとりの、ゆったりとした憩いの広場というふうなことで、これまでにない空間をいろいろな方々から利用していただいております。

それから、観光の拠点としましても、やはり舟形町の中心地ということなので、観光協会がそこに事務局を置いて運営しているんですが、それも昨年度よりも伸ばしているというふうな傾向にございます。

喫茶コーナーにつきましては、もう少しみんなから食べていただくものをというような提供も考えていたんですが、ちょっとまだ本格的に稼働していないようなところもあるんですが、この9月の広報で商工会が運営しているので商工会が、あそこの喫茶コーナーを個人の方で使って、活用してにぎやかにしていただける方がいないかというふうなチラシも用意してございます。

さらに、あその観光物産センターめがみがみんなから愛されて、今まで以上により多い方が利用していただくように努力してるところでございます。

4番 まず、この物産センターの駅の充実を図ったということは1つ成功というんですか、正解だったというふうに私も感じています。日中の利用者は年配者の方々が医者とか、あと新庄に行く人がたが使っているよという声 comes。また、夜行ってみますと学生が勉強していると。何でここで勉強しているのと聞きますと、飲み食いをしながら勉強ができるからやっているんだということで、そういう使い方もあるんだなということで、上に夜間管理委託料ということで46万8,000円やっていますけれども、そういった青少年が集まってくるような場所にもなっているんだしたら、やっぱりそういうところでもうちちょっとこ入れをして、自動販売機の充実を図るなり、食べ物を提供するなり、または、これ教育委員会の管轄になるかもしれませんけれども、夜の非行に走るようなことのないようにこういった夜間委託料、ちょっと注意しておくとか、そういったことが必要になってくるのではないかなというふうに思います。そこを拠点としてさらなる充実があるということですから、そういった動向があるということで、今後の展望というんですか、そういったところも今度は遺跡地等に足が延ばせるところの整備もしていくということですから、そこら辺のところをどういうふうに進めていこうとしているのか、質問いたします。

産業振興課長 夜間の警備関係なんですけど、昨年度までは警備人を朝、夜とお願いしていたんですが、今年度からは警備保障の関係で自動的に対応するというふうなところでいろいろな警備、防犯にも整備を図っているところであるわけなんですけど、今委員さんおっしゃっていただいたとおり、学生さんの利用も結構、利用していただいているところを私も結構目にするんですけど、やはり舟形診療所に来るお年寄りも多いんです、診療所には。その方が診療が終わって薬をとった後、もっと休んでいくかというふうな空間ももっともとしていかなければならないんじゃないかなと思うところもございまして、今話した観光の拠点というふうなところの充実、具体的には縄文の女神が整備されれば1つのパツ的なものでのコース的なものを提示しながら啓蒙していかなければならないんじゃないかなとも思っております。具体的には今ここで回答できるようなものはないんですが、方向性としてはそのように考えてございます。

委員長 ほかにありませんか。

3番 済みません、また数字です。112ページ、町おこし事業費でございます。めくっていただいて、114ページ、隣の115ページに都市と農村交流事業387万1,354円の決算額でございます。また、成果表をちょっとごらんいただきたいと思っております。84ページと85ページですが、この事業で、84ページ、まちづくり課で387万1,354円、執行額、その右側、産業振興課で154万1,704円、この執行額を足しますと380万円より多くなるんですが、金はどこから出たんでしょうか

まちづくり課長 まちづくり課所管の都市と農村交流事業の成果報告書、84ページの執行額が387万1,354円、それから決算書の115ページにありますけど、都市と農村交流事業、こちらがまちづくり課所管の交流事業で、387万1,354円というふうなことになります。これは主に五橋のを受け入れてやった事業でございます。

産業振興課長 主要な施策の84ページと85ページ、84ページについてはまちづくり課、そして85ページについては産業振興課ということなんですけど、まちづくり課で担当している事業費につきましては、84ページの上から4行目の232万9,650円が該当になっておりまして、産業振興課で活動した執行額については154万1,704円というふうなところで、その合計が84ページの左上の、上から3行目の387万1,354円というふうなことでございます。

3番 そういうことであれば、これ執行額をそれぞれ書くのが間違っているんじゃないですか。その中身はわかっていたけれども、こういう表現をすること自体が違うんじゃないですか。執行額をそれぞれまちづくり課、産業振興課であれば例えば五百何がしになってしまうわけですよ。その内訳というのはわかるんだけど、この書き方ですよ。

産業振興課長 記載の仕方につきましては、わかりづらい記載というのはご指摘のとおりでございます。もっとわかりやすいようなことで記載するように心がけていきたいというふうに思います。大変済みませんでした。

委員長 ここで休憩をしたいと思います。

説明員の方々にお願いをしますけれども、決算資料、特に主要な施策の報告書にあります数字につきまして決算書との整合性なり、実数との錯誤についてももう一度点検をして、説明できるように確認をしてくださるようお願いをいたします。

それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午後11時57分 休憩

午後1時01分 再開

委員長 それでは、休憩前に復し、会議を再開いたします。

ここで皆さんにお諮りします。主要な施策の成果報告書について訂正の申し出があります。ここで訂正することにご異義ありませんか。

(「異義なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、訂正をお願いします。

総務課長 大変申しわけありませんでした。

それでは、まず7款以降のところについて訂正をさせていただいて、資料等についての取り扱いについては後ほど調整をさせていただきたいというふうに思います。

まず、口頭で訂正をさせていただきたいというふうに思います。

主要事業調書の80ページの7-1-3、下のほうになります。観光物産センター管理事業になりますが、執行額「2,638万8,143円」を「2,618万6,543円」に訂正をお願いしたいというふうに思います。

それで、(2)の事業内容になりますけれども、この1の委託料は③までなんですけれども、その下に④の委託料として「5万1,875円」が追加されまして、その合計額になります。そこのところが訂正になりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、93ページをお開きください。93ページの下、きれいな川で住みよいふるさと運動、執行額が「43万1,692円」ですが、これを「41万2,832円」に訂正をお願いします。(2)の事業費も同額の「41万2,832円」にご訂正をお願いしたいというふうに思います。

それから、145ページに入りまして、国民健康保険事業関係になりますけれども、表がありますけれども、この表の黒い線の下、4行目の計欄、医療、支援、介護の一般のほうの合計欄の収納率ですが、これが「17.55」から「18.43」に変更をお願いします。一番下のほうの合計の1つ上の収納率の欄、滞納繰越計の収納率が「17.04」を「17.84」に変更をお願いしたいというふうに思います。

それから、157ページ、介護保険事業になりますけれども、157ページ、1-3-1の認定調査等費のちょうど真ん中あたりですが、1の介護保険認定調査等費事業、執行額「187万8,450円」を一回張ったんですが、それもちょっと間違っていまして、「235万8,225円」に訂正をお願いします。

それから、169 ページ、農業集落排水事業の一番上のほうの執行額「4,068 万 8,091 円」を「4,071 万 2,091 円」に変更をお願いします。

それから、ここの中の（２）事業内容の修繕費、管渠・処理場関係が「427 万 8,120 円」を「169 万 1,970 円」に訂正をお願いしまして、その下に「工事請負費「58 万 6,150 円」を追加をお願いしたいというふうに思います。

最後になりますけれども、173 ページの公共下水道事業の（２）事業内容の修繕料が「803 万 8,800 円」を「462 万 6,300 円」にご訂正をお願いします。

その下に工事請負費を追加をしていただいて、「工事請負費 505 万 5,750 円」を追加をお願いします。

それから、下のほうの浄化センター管理事業費の（２）事業内容の最上圏域下水道共同管理協議会負担金を「1,156 万円」を「1,156 万 4,000 円」を追加、プラスになります。「1,156 万 4,000 円」にご訂正をお願いします。

以上になります。よろしくをお願いします。

委員長 暫時休憩をします。

午後 1 時 0 8 分 休憩

午後 1 時 0 8 分 再開

委員長 再開します。

ここで皆さんにお諮りしますけれども、今説明ありましたように、かなり成果報告書の訂正箇所が多くなっております。そんなことで、この会期中にきちんとした成果報告書の再提出を求めることとしたいと思いますが、異義ありませんか。

（「異義なし」の声あり）

委員長 それでは、会期中に再提出をお願いいたします。

ここで先ほどの質疑の中で教育次長の追加答弁がありますので、お受けします。

教育次長 午前中、3 款保育所設置事業費で 7 番目委員さんよりご質問いただきまして、一時保育、あと延長保育の実人数というふうなことでありました。一時保育の実人数につきましては 12 名、延長保育につきましては 40 名というふうになっています。

そして、特定保育についてご質問いただきまして、私、病児保育というふうな解釈でお答えしたのですが、訂正させていただきます。特定保育につきましては、毎週 2 日ないし 3 日の週 3 日しか来ないとか、2 日しか来ないというふうな児童の保育利用を特定保育というふうなことであります。訂正させていただきます。失礼しました。

委員長 ほかに第 7 款商工費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 ないようですので、これで第 7 款商工費についての質疑、審査を終結します。

次に、第 8 款土木費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。

1 番 119 ページ、除雪対策費、本会議での補正予算で今年度は 8,200 万円に対して、まだ雪が降る前なのに 7,800 万円の補正ですんなり通ったわけですけれども、25 年度については当初、7,460 万何の予算に対して、最終的には春先の 24 年分の費用分を使ったもの、排雪です、その部分を差し引い

たとしても2.6倍ないし3倍の金がかかっているわけです。今回、さらに1億6,000万円の予算をつけているわけですが、なぜそういうふうな形になってしまったのかということと、前回の数字の経過を見て入札方法の、委託方法も変えたと思いますけれども、今回はどのようにやる予定なんですか。

地域整備課長 除雪委託費につきましては、委員が言われるように、昨年から体制を変えまして2工区体制で発注しております。その発注の仕方につきましては、いろいろ意見がございまして2工区体制というふうな形をとったわけなんですけれども、ことしの体制につきまして委員が言われるように今検討中であります。

管内の市町村の除雪体制等も確認してみたんですけれども、管内では直営方式をとっている町村が3町村あります。それから、全て委託とっている町村も3町村ありまして、両方を使っている町村が2つの町村がございます。それぞれメリット、デメリットございまして、直営方式にしますと、これ直営している町村に確認したんですけれども、直営ですと季節雇用で賃金等で支払っているわけなんですけれども、若い方が、後継者が育たないというふうなデメリットがあるそうです。若い方が来ないというのは、賃金が安いというような面もございまして来ないらしいです。

それから、委託している点につきましては、委託の入札になるわけですね。そうすると、競争によって経費はある程度削減はできるんでしょうけれども、入札することによって毎年業者が変わるというふうなデメリットもございます。業者が変わりますと、やはり工区ごとにわからない箇所があって物損事故を起こしたりとか、そういうことがあるというようなことでデメリットもございます。そういうふうなことを考慮しながらことしは委託、委託になると思うんですけれども、委託方式を前回の1工区ごとの入札に持っていくか、その辺も検討しているところでございます。

金額的な面ですけれども、過去5年間の金額をちょっと確認したんですけれども、除雪委託料だけを見ますと、平成25年度は1億5,700万円ほどかかっております。その中には春先除雪の3,500万円も含まれておりますので、実際25年度分の除雪としましては1億2,150万円程度の除雪委託料というふうな形になっております。それから、24年度の分を見ますと1億399万円というふうな形なんですけれども、これに25年度分の春先除雪分を含むと1億3,940万円ほどの委託費になります。その前の年、平成23年度ですけれども、23年度は1億1,540万円ほど、平成22年は雪がかなり少なかったものですから7,970万円ほどで済んでいるような状況でございます。

このように見ますと、平成23年度からは1億円の委託料がかかっているような状況でございます。こういうふうな数字が出てきていることについても、賃金の上昇、それから燃料代の上昇、そういうものもかなりあると思いますので、そういうふうなものも考慮しながら、ことしの委託体制をどういうふうな形に持っていくか、今検討中ですのでご配慮願いたいと思います。

1番 今現在の委託費を、実稼働の支払い部分を実績で割れば、恐らく直営方式で賃金が安くて来られない、後継者が見られない市町村があるという反省点もあるというんですけれども、そうはならないと思います。もう少ししっかり計算していただければ絶対その数字はプラスの数字になると思います。

まずもって、多く課題がいろいろあると思います。しかしながら、やっぱりここ数年、3年間大雪が続いた中で1億円突破は、これはやむを得ない状況かと思っておりますけれども、やはり燃料は高騰はしているものの、継続的な考えを見れば、昨年度、急遽入札方法を変えたというのはいかがなものかなと。ましてや、今9月になっても方向性がまだ決定していないというのはどういうことかなと思っておりますけれども、やはり最低でも圧縮というんでなくて安心・安全なような形をすれば、24年度のような入札設定のほうがよろしいかと思っておりますけれども、どうですか。

地域整備課長 今委員が言われるように、前の委託体制のほうがうちの課としてもいいのではないかと
いうふうに今検討しているところです。1工区ごとの除雪体制を持っていくと、大概前と同じオペレ
ーターが携わるというようなこともありますので、そうすると物損事故等のそういうふうな突発事故
も減るというような考えもございます。ですから、1工区ごとの体制のほうが今考えてみますといい
のではないかなというふうに検討して、ことしはそういうふうな方向に持っていくつもりで今取り組
んでいるところです。

1番 課長の前には産業振興課の課長がおられるわけです。声をかければきっと振り向いてくれるかな
と思います。燃料問題でいろいろな給付金を該当させながら振興策を持っていつているわけです。や
っぱり冬、あと深夜等、連携しながら育成していけるような形の話し合いもぜひ必要ではないかと思
います。委託にせよ、直営にせよ、いちばん問題なのは後継者をどう継続していつて安全・安心な除
雪体制をつくるかということだと思います。そういう考えで、今各課だけでそれを考えようとしな
いで、いろいろな課と連携をしながら、今後の体制をしっかりとした形の中で、予算も執行額もちや
んと納得できるような形になるように精査して、検討して、計画していただきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

2番 まず最初に、課長の答弁の中で町道の除雪業務委託費1億5,137万円かかったということなんで
すけれども、そのうちの町道除雪業務委託の春季、4月、5月分、3,566万1,000円ほどありますけ
れども、この部分というのは26年度部分から払ったというふうなことなんですか。この辺まずお聞
きしたいと思います。

地域整備課長 春先除雪した部分で3,543万8,000円、25年度支払っているというような数字でしょ
うか。済みません、ページ。（「91ページにある春季4月・5月分」の声あり）

4月・5月分に25年度は3,566万1,991円というような数字が出ています。これは春先除雪分と
してかかった費用でございます。24年度分の除雪委託というような形になります。

委員長 暫時休憩します。

午後1時26分 休憩

午後1時26分 再開

委員長 再開します。

地域整備課長 春季4月・、5月分となっていますけれども、これは24年度分に携わる除雪委託費に
なります。

2番 このことについて監査委員長にお聞きしたいと思います。我々民間のときの決算であれば、1年
ごとの収入、支出、全て網羅するというのが原則なんです。そういった中で、24年度分を25年度に
払う、さらには25年度分をまた同じような形で26年度分払う。確かにたまたま同じような数字であ
ればいいわけでありましてけれども、除排雪の関係で大きな差異が出た場合、本当の除雪経費という
のが非常に見えにくくなってしまうというような感じがするわけでありまして。もっと3月ぎりぎりで
の臨時議会なりを開いて除雪費の補正をとって、春先の除排雪に対応できるような補正予算を組んで、
支払いは出納閉鎖まで払えばいいわけでありましてから、そういうようなことをすることによっても
っと精度の高い決算書というものができてくるんじゃないのかなというふうな感じがするわけ
であります。この点について監査委員長の見解を求めたいと思います。

委員長 暫時休憩をします。

午後1時28分 休憩

午後1時28分 再開

委員長 再開します。

総務課長 予算の執行につきましては、雪は23年の12月ごろから降っているわけですが、昨年この春先、91ページの春先の4月、5月というのは去年の4月、5月の除雪になります。除雪を執行した日が4月以降であれば、それはその当該年度に入ってしまうと。雪はその前から降っているんですが、その雪を寄せるためにその前の年度の予算を使うということはできませんので、その除雪をした時期で予算の執行が始まるというようなことですので、去年も4月、5月に3,500万円、その後、12月ごろから降った分は、降って3月31日までの除雪分がここに入っている合計の除雪費用というふうなことになりますので、それはあくまでも執行の日によりて予算の執行の年度が変わるというようなことですので、ご理解をお願いします。

2番 そうしますと、4月1日以降の排雪分については新年度というふうなことで、あくまでその期日どおりで事務のほうはやっているというような理解でいいんですね。（「はい、わかりました」の声あり）

委員長 ほかにありませんか。

3番 116ページの道路維持費でございます。右のほうに、117ページに内容が書いてございます。道路維持事業。道路維持事業の一番下、(6)に町道維持車購入費とございます。これは維持車を、車を買ったんですか。

地域整備課長 町道維持車購入ですけれども、これは町道を管理するためにパトロール車としてずっと以前から使っているわけなんですけれども、それが古くなったものですから25年度に更新したというふうな車でございます。車種につきましてはエクストレイルを今使っている状況でございます。

3番 わかりました。車を買ったんですね。成果表の89ページをごらんいただきたいと思います。

事業内容に217万2,809円、同じようなのがございます。備品購入費。摘要を見ますと修繕費と光熱水費となっております。この数字とは違うんですか。

地域整備課長 ご指摘のとおり、修繕料、光熱水費となっておりますけれども、車の購入費でございます。

3番 数字を大分直したようなんですけれども、こういうところを全部見てもらわないと数字が合わなくなるので、数字だけじゃなくてこういうところもしっかり見ていただきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

3番 ついでに、もう1件、町営住宅管理事業で、簡単に申し上げます。成果表のほうを見ていただきたいと思います。94ページでございますが、ここに入居の状況が書いてございます。ちょっとこの表を見ると、私ちょっと、何ていいますか、読み取れないんですが、事業内容で25年度の新規入居者数7戸となっておりますね、(2)の2段目に。この表ではちょっと、これは出た人もカウントになってこういう表になっているんですか。というのは、24年度の実績で入居戸数が70戸になってございます。これを見ますと71戸ですね。単純に差し引きすれば1戸しか新規入居とはならないはずなんですけれども、これの実績で7戸となっている。これは出た人もカウントした、新しく入った人が7戸という意味なんですか。

地域整備課長 今住宅管理戸数が71戸でございます。25年度に新規入居した方が7世帯ございまして7戸というふうになっております。（「済みません、70という数字はどこでしょうか」の声あり）24年度の成果表、24年度末入居状況、入居戸数70戸。（「1戸しかふえていないんですけれども、そこを」の声あり）

委員長 暫時休憩をします。

午後1時33分 休憩

午後1時34分 再開

委員長 再開します。

地域整備課長 済みません。24年度分のやつなんですけれども、管理戸数は71戸で変わりございません。つまり、去年の場合は入居している方が70世帯ということで70というふうな形になっているものと思います。ことしは、今現在、成果表をつくったときには全世帯が入っていたものですから71というふうな数字があらわれております。

3番 新規入居者数7戸というの、新しく7戸入ったって書いていますよね、25年度の成果表に。ですから、昨年度末で70戸、25年度で7戸新しく入れれば77戸になるわけでしょう。71戸しか部屋ないんだけれども。この表ではそういうふうに読めないんじゃないですかというのを聞いているの。

地域整備課長 委員ご指摘のとおり、7戸というやつは25年度に出た方が7世帯ありまして、新しく入った方が7世帯というようなことで、戸数は変わらないので71戸数ですね。その中で入れかわりあるものですから、25年度では7世帯が入れかわったというような数字になります。記入の仕方としてはちょっとわかりづらい点がございましたこと、申しわけございません。

3番 7戸で7戸じゃないでしょう。6戸出て7戸入ったんでしょ。じゃ70から71になったんでしょ。1戸ふえていくんですよ。

地域整備課長 24年度の成果表で70戸となっているのは入居戸数、この成果表をつくるときに24年度は70戸で1戸あいていたわけですね。この成果表をつくる段階でそういうふうな数字が出てきているわけです。25年度は71世帯分の戸数が全部塞がっているということで、入居戸数が71というふうな形でなっています。ただ、25年度で異動した方が7世帯あって7戸というふうな数字になっています。（「じゃ、もう時間ないので……」の声あり）

委員長 斎藤委員、改めて質問をお願いします。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。

2番 除雪対策の中で1番委員の質問への回答の中で、除雪体制のあり方について検討している、昨年実施したことも踏まえて、その前、これまでしておったほうがいいんじゃないかというふうなちょっと答弁あったわけでありましてけれども、具体的に昨年実施したこの除雪体制の中でどういうふうな問題点、デメリットがあったのか、お聞きしたいと思います。

地域整備課長 先ほども申し上げましたけれども、昨年の2工区体制で委託した点で2者の業者が請け負っております。それで、2者の業者がほかの業者にまた委託しているわけなんですけれども、その段階でオペレーターも業者についているオペレーターというような形でなっていますけれども、今まで入ったことのない工区にもオペレーターが入っているというようなことがございまして、物損事故等があり、修繕料もかさむというような形もございます。それから、時間もかかるということもございまして、そういうふうな点でデメリットが出てきているというような状況でございます。

利点としましては、入札することによって価格がある程度は下がるというような利点もございまして、一概にどっちがいいかということなどは今のところはつきりわからないんですけれども、ことしの除雪体制は、先ほど言ったように1工区ごとの入札体制をちょっと考えております。

2番 昨年度の体制を変えるときに、よいところというふうなところで、1工区、2工区に分けることによって、その工区内での早い、遅いの除雪時間の関係で除雪機を融通できるというふうな話があった

かというふうに思いますが、この点についてはさほど機能はしなかったというようなことなんでしょうか。

地域整備課長 今現在、10工区プラス小型工区で11工区分の除雪を行っているわけなんですけれども、昨年は工区ごとに、時間が遅いところは早く終わったところが応援するような体制をとっておたわけなんですけれども、実際除雪機械は前と変わらないので、始まる時間、それから終わる時間も変わらないというようなことで、応援体制をとるといふようなことまでには至っておりませんでした。これは除雪機械がもう少し多くなればそういうふうな体制もとれる可能性もございますけれども、今の段階では雪寒どおりして、路線延長で除雪機械を買っていることもありまして、ふやすというようなこともなかなか難しい面もございます。ですから、今までの工区、10工区、全部で11工区、その工区でやっていくしかないと思いますので、今後もそのような体制で持っていきたいというふうには思います。

2番 そうします、先ほどの答弁の中で、昨年から実施したもののほうが経費的には安くなるとなったというような回答もあったような感じがしますが、これをその前の体制に戻すことによって、さらに経費が上がるというふうな形になってしまうのでしょうか。

地域整備課長 前の体制に戻すといっても、委託ですので、それぞれ1工区ごとの入札体制をとります。ですから、積算した単価に伴って入札しますので、去年よりも高くなるとか、そういうような面は出てこないと思います。ただ、逆に燃料代が高くなれば高くなる可能性もございますけれども、今のところ燃料代が下がっている状況ですので、そんなに変わらないとは思いません。

委員長 ほかにありませんか。

1番 除雪の質問が出たので、また私から同じ項目での質問をさせていただきたいと思います。

なかなか煮え切らないような課長の答弁なんですけれども、工区の入札方法を変える前に、26年度は修繕費で2,600万円ほどかかっているわけです。25年度は1工区、2工区に対して県に準ずるような形で発注するというふうな中で、入札の単価に修繕費等々も含んでの発注だというふうな説明を受けて解釈しております。ところが、今回の決算書では修繕費が2,300万円ほどかかっております。以前と変わらないように修繕費が町持ちというふうな形の中で、さらに入札単価が上がっているというふうな形で、こういう状況は一体どうなんですか。

整備課長地域 修繕料につきましては、除雪機械の修繕料もございますけれども、通常の法定点検、それから格納点検、定期点検、それから機械修繕ということになっていきますので、以前とそんなに変わらない状況でございます。機械は2年間の車検期間でございますけれども、半分ほどが1年交互に出てくるような状況でございますので、修繕料については毎年そんなに変わらない状況に出てくると思います。

1番 いずれにしても、計画的な入札をしっかりとした形でやるべきだと思います。昨年度、一昨年度と今回以降、近年にいろいろな苦情が来ております。例えばタイキリをする体制で入札をしているはずなのに日中除雪が回ってこないとか、地域間でえらい違いがあるようなことが聞かれています。オペレーターのほうにちょっとなぜなのって伺うと、登録している相手がいないくて行かないよというふうな状況、そんな言葉は出るわけがないわけです。そういうふうな状況をちゃんと把握をして、修繕費なり入札経費なり等をもう一度しっかり見詰めなおして、安心・安全な除雪体制をしっかりとした計画で予算積算をするようにお願いします。

委員長 ほかにありませんか。第8款土木費について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第8款土木費について質疑、審査を終結します。

次に、第9款消防費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。

1番 消防費、項目でいくと、123ページ、1項1目非常備消防事業という形の中で、消防団が近年ずっと定数は変えていないものの、団員が減っていくような形であろうかと思えます。消防施設支所の庁舎内にあったのが福寿野地区に移動したという形の中で、本町庁舎、公民館等いろいろな会合とか人が集まる状況の中で、役場自体での非常備体制が今どようになってきているのか。そういう予算もこの非常備消防事業の中に組み込まれて25年度なっているのか、伺いたいと思えます。

総務課長 町の非常備消防体制といいますと職員のという意味でしょうか。(「あるのか、ないのか」の声あり) 職員の消防の、ずっと前に解散しまして、職員による非常備消防というのは解散をしている状況で、これ地域の消防団のみの非常備消防の経費になっていまして、今は役場のほうはありません。

1番 消防団員数イコール地方交付税にもいろいろな絡みがあるかと思えますけれども、今は全国的に学生、大学生とかいろいろな形の中で今、舟形町には大学はないわけですがけれども、そういう学生並びにいろいろな職種に声をかけて消防団員を勧誘してふやしていこう、体制をしっかりと整えていこうという部分が全国的にやられております。消防団員という職務に役場職員の方もついている方もいると思えます、各地域で。当初は、そういう組織が役場にあったという形ですがけれども、改めて今現在、もう一度そういう体制をつくり直す必要があるのではないかなというふうに感じます。

舟形町の一番中心にある役場庁舎、人が集まる公民館、先ほど言われたように駅等々の司令部、緊急時に消防団並びに支所の方々が急行できればいいかと思えますけれども、そういう場合がない場合があるかと思えます、重なって。そういうときのためにやっぱり自主消防という形の中での消防団員というか、非常備消防団を役場の職員もしくはリンキンのような形の中で体制をつくって、しっかりと消防団員を日々勧誘しながらやっていくような体制を改めてつくる必要があるかと思えますけれども、どうですか。

総務課長 今のご質問についてでありますけれども、各地域の消防団のほうと役場のほうの2つの組織に関連するということについては、なかなか難しいんだらうなというふうに思います。

それで、今佐藤委員から言われたように、役場の中で組織して今すぐここから出て行けということもあるんでしょうけれども、そうした場合、今度地域の消防団のほうで団員数が少なくなって、逆にそちらのほうも困るというふうなことがあります。

今役場の職員は消防の適齢年齢の方は、男子は全て入っていると思えますけれども、そういった方々は地域の消防団に入っております。火事になった場合は役場のほうから消防団の職員は全て火事場のほうに出張以外の者は行っていますので、そういった対応はできているというふうに思います。

それから、ほかの消防団、例えば3分団6部が一番近いわけですがけれども、そういった消防団の団員が集まらなくて消防の消火活動に支障がある場合についても、消防団に加盟している町の職員もそれを手伝っておりますので、そういった形でやってるというふうなことで、改めて町のほうに1つ部をつくって消防自動車を置いてというようなことは今の段階では考えておりませんが、なお消防団のほうと、その地域の実情もありますので、こちらのほうで即やるとか、やらないとか、そういったことは言えませんので、そういった話があったということだけは消防団のほうにもお話をしながら話し合いをしたいというふうなふうに思います。

1番 消防団イコールボランティアという形の中で一生懸命取り組まれているかと思います。また、消防業務の中で、団員の中で訓練しながら操法大会、分団演習等々あるわけですが、先ほど2番委員からあったように、地域のつくり方、要するに20代から30代、30代から40代、年代に分けた活動の仕方という形の中で、現場で火消しする消防団員もしくはそれじゃない方向に当たる消防団員というのにも必要な形が出ようかと思います。今後いろいろな形を構築して団員数をふやしていくような検討というものもする必要があるのではないかなど。いわゆる地域を安全に支えるためにも今後、膨らませた形の中で検討していくような方向性でよろしくをお願いします。

総務課長 いろいろな方向で団の改革というようなものも必要なんだろうなというふうに思いますけれども、今団長さんのほうからも各部のほうの統合とか、やっていけない部があるのかどうかということも再確認をしながら、統合について各部のほうからの聞き取りもやっております。そういったことで、いろいろ改善できること等について、それから魅力ある消防団というふうなことで退職金の上乗せとか、そういったことも考えなければならないのかなということ町長からも指示を受けております。

なお、町のほうでは子育て支援住宅、それから結婚祝い金を交付する場合について、地域の消防団に入っただけが条件だということふうなことで交付をして、なるべくそういった若い方々が結婚した場合にあっても、地域で活動していただくというふうなことで、そういう条件をつけて消防団になるべく入っただけのようにしております。子育て支援住宅もそういった消防団に入ることを入居の条件にしておりますので、そういったことでも団員の確保に町としてもやっているというふうなことで、あと団員の確保については各消防団のほうでいろいろ頑張ってもらって、戸別訪問していただいてやっているというふうなことでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

4番 127ページの防災費の中の地域防災計画策定業務委託料165万9,000円、この計画はどういう団体に策定計画をお願いしているのか、質問いたします。

総務課長 ぎょうせいのほうに委託をしております。（「ぎょうせいってどこのぎょうせいですか」の声あり）済みません、ぎょうせいという業者さんがありまして、それでそこしております。町のほうの例規集システムとか、そういう法令に強い会社でありまして、法令の会社になっています。

4番 この地域防災計画策定、ちょっと詳しくまだ見ていないし、これで作ったものをどういうものをつくったのか、ちょっとまだ私わからないんですけども、議会報告会等やっていた際に、例えば西堀地区で裏の山が崩れる、大雨降った場合は崩れる場合がある、あるいは地震のときと大雨の場合との避難場所が例えば違うとか、あるいは第1、第2町内の、その八幡様の裏山が地すべり地帯になっていて、どこに避難したらいいのか、あるいは災害の種類によって避難場所が違うんじゃないかというような、そういう何か住民にとっては懸念があるようです。そういったところを把握したような計画策定づくりができているんでしょうか。

総務課長 計画自体はできておりますけれども、問題はそこから先の防災マップですとか、どこに逃げればいいのかという地図づくりとか、実施計画等については今年度策定するというふうな状況になっております。以上です。

4番 そういう計画、もっと詳しい計画はことしつくるというような内容だと思うんですけども、やはりつくった計画も町民の方に周知しないとわからないと、我々が報告会で回った際もそういった意見が出てくる。要するに、近年、随分いろいろな災害が起きているようですので、やっぱりそういつ

たところの周知徹底を今後どういうふうに進めていくかというのが1つの課題だと思います。そこら辺のところをどういうふうに考えているのか、周知徹底、よろしくお願いします。

総務課長 今、町のほうでは計画書をつくることもさることながら、自主防災組織の設立に力を入れております。自主防災組織の中で、今委員が言われたように、大雨による地すべりの災害と、それから地震による場合、いろいろな場合によってやっぱり逃げる場所は違うんだろなというふうなことであります。そういったことで、いろいろな場合について対応できるように、この間の新聞では舟形のほうの自主防災組織の組織率がちょっと低かったわけですが、それらについて今、各町内のほうに町内会長さんを通じてそういった設立を呼びかけているところです。

そういったことで、自分たちの想定外ということがないように自分たちで備えをするというふうなことが大事だろうというふうなことで、今それらに力を入れているというふうなことであります。そういったことで、自主防災組織を立ち上げて、それを訓練するというふうなことも一緒にしていただいていますので、そういった中で危険を回避できるのではないかなというふうに、そういったことができるように、そういった組織化を今後進めていくというふうなことにしております。

委員長 ほかにありませんか。

3番 今の4番委員の質問と同じことなんですが、この計画書作成は24年から始まっていますよね。24年、25年、ことしできるんですか、これは。ことしで終わりなんですか。

総務課長 ことしで終わらせるように寝ないでもやれというふうに指示をしております。

3番 そうすると、寝ないでもやって、ことしで終わると。この成果表にあるように、次年度の資料編策定により全面改定になって完成されるということで、これで完結ということですか。そして、できたものはどういうふうな、何ていいますか、周知、今ありましたけれども、全戸に配るとか、町内に配るとか、そういう周知の仕方はどのようにされるんですか。

総務課長 消防の担当のほうで、まず地域のほうにマップを配りたいというふうに考えていますので、そのマップを配布するときに、そういった町内会の要望に応じて説明をするというふうなことになると思います。いずれにしましても、役場のほうで想定していないような災害がいろいろ出てきておりますので、そういったことについて、やはりみずからも考えるというふうな姿勢が大事だろうというふうに思いますので、そういった機会をしてやるというふうなことであります。

ちなみに、地すべりについては県のほうが地すべり指定区域等の担当をしまして、県のほうの説明会に今入っております。洲崎のほうとか、そういった危ない箇所については現在、数カ所入っております、それらについては町のほうの消防担当がついて行って今会議をしているというふうな状況になります。

そういったことで今やっていますが、あと一つ、先ほど言い忘れましたけれども、国のほうで想定外の災害によっていろいろ法律改正をしております。そういった法律の改正に伴って当然町の防災計画も変わる部分がございますので、基本的には今の段階のものはつくるわけですが、法改正があって、町の防災計画の見直しをなさいというふうなことになるれば、それらについては改めてつくることになりますので、今の段階の完結型というのはことしじゅうにつくるということというふうなことでございます。

委員長 ほかにありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第9款消防費についての質疑、審査を終結します。

続いて、第10教育費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長（朗読、説明省略）

委員長 これより第10款教育費の質疑に入ります。

4番 それで、132ページ、133ページの小学校管理費と、ちょっと関連性があるのでまたぎますけれども、137ページの特別支援教育支援員報酬ということで、小学校管理費の133ページの中では865万6,000円ほどとられているんですけども、137ページの中学校の特別支援員報酬が228万7,000円、ちょっと大きく差があるものですから、これ人数の差なのか、業務内容の差なのか、質問いたします。

教育次長 お察しのとおり、小学校は4人、中学校は1人、特別支援教育支援員というふうなことで、特別支援教育といいますのは特殊学級でございますけれども、特別支援学級に入っていない子供の対応をこの方々をお願いしているというふうなことで、小学校には4人、中学校には1名というふうなことでお願いしてございます。

4番 そうですか。私、人数的には逆かなと思ったんですけども、そうしますと、じゃ小学校の方々はもう臨時で、中学校の方は正職員という捉え方でよろしいんですか。

教育次長 金額を申し上げますと、小学校の特別支援教育支援員は865万6,800円、中学校の特別支援教育支援員報酬……、（「ごめんなさい、間違いました」の声あり）

委員長 いいですか。（「はい、わかりました」の声あり）

ほかにありませんか。

1番 131ページ、スクールバス運転委託料であります。運転手も定年がありまして入れかえ等々があるろうかと思えます。その中で、この費用の中か、もしくは上のほうの消耗品等の費用の中のいずれかにですけれども、業務員のユニフォームといいますか、作業着といいますか、共通の衣類の予算はありますか。

教育次長 新しくなった職員につきましては、町の作業着でございます。それについて消耗品で対応してございます。

1番 この中の消耗品ででしょうか。保護者の中から、例えば送り迎え等々、そのほかのいろいろなスポーツ関係で出向で行ったときに、もう運転手の顔が皆さんわかっている人ばかりではありません。中に運転手が一目どの人だとわかるように、ちょこっと一風変わった色とは言いませんけれども、一律のユニフォームを着て、作業着を着て職務に当ってもらいと大変識別しやすくいいんだけどもというふうな意見をいただいております関係で今質問させていただいたんですけども、今後そういうふうなものを委託料に含んでの委託するか、もしくはちゃんとしたユニフォームというか、そういう予算を置いて、ちゃんとした形の中で、なおそれを着て運転してもらおうというような体制を整えていったほうがよろしいかと思えますけれども、どうですか。

教育次長 今のご意見、運転手のほうには町の作業着をお渡ししてあるんですけども、なかなか暑い日、寒いときというふうなことで役場の職員でも作業着を着ているという方が余り、作業員以外はということがあるんですけども、一応予算の範囲内で運転手がその業務員だよというふうなことでわかるように検討していきたいというふうに思います。

1番 暑いというのは、今あるものを着せようとするから暑がるものだと思います。例えばこういうふうなTシャツのユニフォームとかいろいろな形のものが想定されるかと思えますので、いろいろ検討されて、子供なり保護者なりから、ああ、運転手さんだねとわかるような形で業務に当たってもらえるように計画をしていただければと思います。

教育長 今のお話、スクールバスのほかにいろいろなところに出かけられるというふうなことでもありますので、ちょっと検討して考えてみたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

3番 ちょっと中身だけ教えてください。136 ページ、中学校管理費、めくっていただいて、138 ページ、139 ページ。139 ページの下のほうに工事費ございます。工事請負費 2,478 万 6,300 円。内容を見ますと、中学校の体育館の屋根と床を直しておるようですが、屋根と床で約 2,000 万円、あと差額分についてはどこか修理をしたんでしょうか。

教育次長 ステージの上の雨漏り関係の修繕工事を行っております。

3番 それは金額幾ら、四百何がしですか。この差額、ちょうど 400 万ちょっとぐらいかかった工事なんですか。何を言いたいかという、さっき成果表の中に 400 万ぐらいかかる工事であればこういうものを行ったよということを明記しておいたほうがわかりやすいんじゃないかなと思ったので質問しました。

教育次長 成果表の 109 ページに書いてございますけれども、工事関係で体育館の屋根及び校舎屋根改修工事というふうなことで、屋根の全面改修と体育館の棟渡り廊下の屋根の全面改修、あと教室棟階段室及び渡り廊下、それぞれの金額というふうなことでしょうか。（「今話をしているのはこのトータルで、屋根なり、校舎の、何ですか、それが 1,400 万円かかったという話でしょう」の声あり）はい。（「めくっていただくと、裏に床の修繕費で 580 万円載っていますよね、110 ページに、110 ページの一番上に、体育館の床 580 万円。この 1,400 万と 580 万足しても決算書の 2,400 万にはならないんじゃないんですかって言っているんです。どこかでやっているんであれば、それを教えてください」の声あり）

委員長 暫時休憩をします。

午後 2 時 17 分 休憩

午後 2 時 17 分 再開

委員長 再開します。

教育次長 失礼しました。これにつきましては 6 月補正しております、屋根の雨漏り補修で 178 万円、あと屋体の屋根のカバーの改修というふうなことで 757 万 1,000 円、マリーナの鉄骨、済みません、屋根のカバーではなくてマリーナのほうの……、違うな、差額の 400 万円ですよね。済みません、エレベーターの改修で、昨年扉が開いたまま走行するというふうなニュースがありまして、その防止のための耐震対策というふうなことで工事が入っております。

3番 そうしますと、そのエレベーターの工事で 403 万 2,000 円ほどかかったということで、合計で 2,400 万円ということでもいいんですね。はい、わかりました。

教育次長 済みません、ちょっと説明足らずで済みません。雨漏りの分とエレベーターの分です。合わせて四百何がしの分です。

委員長 ほかにありませんか。

7番 146 ページの 5 目の西ノ前遺跡周辺地区整備事業費についてお伺いします。

補正予算でとって全額繰越明許費で処理しておりますけれども、繰越明許処分の予算の執行については私は思うんですけれども、できれば年度の早い時期でこれを執行するのが当然だろうと私はそう理解します。西ノ前遺跡の整備状況を見ますと、まだ着工の動きもないし、まだ議会の請負契約も、承認もできていない状況でありますので、これからの計画、どんな方法で整備していくのか、その辺、お伺いします。

教育次長 西ノ前遺跡関係の公園の整備に関しては、4 月 30 日に丈量測量というようなことで現場の

測量を入札してございます。完成が7月15日、終わっておりまして、その後、実施設計をお願いするというようなことで設計を内部で検討しまして、8月4日の日に設計のほうの入札を始めております。ですので、まだ現場のほうは丈量測量のためのくいがいっぱい立ってございますけれども、これからそれをもとにして文化財保護課のほうと遺跡地のいわゆる工事する際の留意点等を勘案しながら、そしてまたどういうふうな設計にするかというふうなベースとしては、今まで活用協議会のほうで提示されているトレースがございましてけれども、あれをもとに今設計をやっているという段階でございます。

7番 これからだんだん寒くなり、また雪も降ってくるような状況になりますので、このままでいくと、また26年度当初予算は繰越明許費になるのかなとちょっと心配されます。やっぱり工事にかかる前に、あの遺跡周辺の発掘調査の件があるのかどうか、その辺、お伺いします。

教育次長 発掘については昨年、ちょうど里帰り展のときに文化財保護課のほうと協力しまして所要の発掘について抽出して調査を終わってございます。その他、もっと詳しくなるというふうになると、どうしても公園の整備にも入れないというふうな状況になりますので、今後公園整備につきましては土盛りが中心の工事になるのかなというふうなことにちょっと考えております。

委員長 いいですか。ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、第10款教育費についての質疑、審査を終結いたします。

次に、第11款災害復旧費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。11款災害復旧費、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声があります。なしと認め、第11款災害復旧費について質疑、審査を終結します。

第12款公債費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。

4番 155ページの利子の中の一時借入分の2万6,301円、この一時借入分というのはどういう借り入れに対しての利子だったのか、質問いたします。

総務課長 歳出については4月からずっと始まるわけですがけれども、交付税の交付時期というのがあります。それから、税収が入ってくる時期もありまして、その支払が滞るような支払いが出てくる場合について一時的にお金を借りて、それで資金調達をしてお支払いをするというふうになっています。予算の一番最初のほうに借入金の限度額というのがあると思いますけれども、その限度の範囲内でお金をお借りして支払いがスムーズに行くようにというふうなことでやっているというふうなことでございます。

4番 ちなみに、これはどんな事業に対して、年度ごとに違うんでしょうけれども、今回の場合はどんな事業に対してその支払が滞りそうになったのか、そしてどこから一時借入れしたのか、質問いたします。

総務課長 どの部分というふうなこともあるでしょうけれども、借入先は新庄もがみ農協でございます。この2万6,301円というのは25年の4月1日から25年4月4日までの4日間分、3億円借りたというふうなことでございます。これについては、借入れはしているんでしょうけれども、年度区切りの関係で、去年の4月1日から4日までの部分でお支払いする金が足りなかったということで3億円

を新庄もがみ農協さんから借りたというふうなことになります。それ以前の3月中に払う分については、期間を区切って、年度区切りで予算執行しますので、その前に借りた分はあると思いますけれども、この3億円について、この2万6,000円の利息については今言った去年の4月1日から4日までの分ということになります。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、第12款公債費について質疑、審査を終結します。

次に、第13款予備費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第13款予備費についての質疑、審査を終結します。

これで一般会計の質疑、審査を終結いたします。

午後3時まで休憩をいたします。

午後2時30分 休憩

午後3時02分 再開

委員長 再開いたします。

平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

委員長 国民健康保険特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、国民健康保険特別会計の質疑、審査を終結します。

平成25年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 次に、後期高齢者医療事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。

7番 192ページの後期高齢者保険料なので質問いたします。

当初予算より補正予算でマイナスになっておりますけれども、普通ならば後期高齢者が、老人の方が自然にふえて、保険料もそれに伴って普通ふえるというようなことが常識の考えだと思いますけれども、これ何か保険料か税率の関係で違ったのか、その辺、お伺いします。

税務福祉課長 では、私のほうからお答えさせていただきます。

今期保険料につきましては、賦課につきましては県の広域連合のほうで賦課をします。徴収事務について町が行うというふうな規定になっております。

補正予算額のほうで104万円ほど減っているというふうな内容につきましては、保険料の賦課状況といたしましては2つありまして、均等割と、あと所得割というふうなことで2つの要件があります。所得割のほうで人数も減ったんですけれども、今年金の収入が少なくなっているというふうなと

ころから賦課の状況で変わって、このようなマイナスになったというふうなことでございます。以上です。

7番 そうすると、広域連合には払う額が決まっています、町の後期高齢者の保険料が少なくなった分を町の繰入金なり、繰出金なりで調整するというところで理解していいのかな。

税務福祉課長 ただいまのことですけれども、調整をするというふうなことではありません。賦課をして、徴収した金額全てを広域連合のほうに送金するというふうな仕組みですので、こちらは賦課の状態で減額になったというふうなことです。徴収につきましては、100%の徴収率ですので、賦課した全部をお金をいただいて、それを全部送っているというふうな状況です。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、後期高齢者医療事業特別会計の質疑、審査を終結いたします。

平成25年度舟形町介護保険特別会計事業勘定計歳入歳出決算の認定について

委員長 次に、介護保険特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。

ここで皆さんにお諮りします。会議時間は午後4時までとなっております。会議規則第8条第2項の規定により午後5時まで会議時間を延長したいと思いますが、異義ありませんか。

(「異義なし」の声あり)

委員長 午後5時まで会議時間を延長します。

4番 それでは、212ページ、213ページの事業収入のケアプラン作成料、収入済額で333万2,000円というのがありますけれども、これはどういった事業内容なのか、質問いたします。

税務福祉課長 ただいまの件についてご説明いたします。

事業収入というふうなことで、ケアプラン作成料ということで322万2,680円の金額が収入済額として上げられておりますが、こちらにつきましては包括支援センターとしてケアプラン、介護認定審査をして、その方が要支援、あとは介護と、要支援1、2というふうになった方についてどういうふうな支援をしていくかというふうなことでプランを設定します。その作成を町のほうでは包括支援センターというふうなことで、1つの事業所としてその業務を行っております。その業務が1件について4,140円ぐらいだったと思います。新たに新規の場合は、それに加算分というふうなことで7,140円ぐらいの金額がかかりますけれども、そちらを介護保険のほうに請求するというふうなシステムがあるんです。包括支援センターとして行った業務を介護保険というふうなことで、そちらのほうに申請をするというふうなことで、事務的には連合会のほうに申請をして、そしてそれが毎月収入として町のほうに入ってくる。そして介護保険のほうの収入に充てるというふうな内容でございます。よろしく申し上げます。

4番 そうしますと、このお金の出どころは、どこの組織から入ってきているお金ということになりますか。

税務福祉課長 こちらについては、介護保険の歳出のほうの217ページになりますけれども、居宅介護サービス計画給付費というふうなことで1,983万4,250円、それとあと次の介護予防サービス給付費というふうなことで、介護予防サービス計画給付費322万2,680円というふうなことで、こういうふうな区分けになっておりますけれども、町のほうで払って連合会のほうに給付をして、そちらからケ

アプランを行った分の請求をして、それが町の会計のほうに戻ってくるというふうなシステムでございます。

4番 そうしますと、このケアプラン作成料というのは、難しい話は抜きにして、広域の連合会から入ってきているということよろしいですか。

税務福祉課長 私、今申し上げました、2つ、サービス給付費のほうを言ったんですけども、ちょっと訂正させていただきます。要支援の1、2につきましては、介護予防サービス等給付費の中段の介護予防サービス計画給付費322万2,680円、これを支出して、それと同額のものでケアプラン作成料というふうなことで収入、歳入のほうの213ページ、322万2,680円、同額のお金が戻ってくるというふうなことでございます。それは国保連合会というふうなところで、全て給付のほうの中間、中間といえますか、そちらのほうで業務を行っておりますので、そちらのほうに委託をしている関係でそちらに払って、そちらからいただいているというふうなことです。（「国保連合会ね」の声あり）はい。

委員長 ほかにありませんか。

4番 じゃ、もう1点、223ページの包括的支援事業費の中の、その中の下の介護支援専門員育成研修補助金、この事業内容について質問いたします。

税務福祉課長 先日も包括支援センターの体制のことでお話を申し上げましたけれども、昨年につきましては体制の中でケアマネジャーというふうなことで、えんじゅ荘のほうから1名、あとは徳洲会のほうから1名というふうなことでお話をしたところでした。こちらに上がっている補助金につきましては徳洲会の分で、徳洲会につきましては医療法人の関係で委託料の支払いができないというふうなことで、こちらのほうではお金を支出する項目として補助金というふうなことで、こちらのほうで支出をさせていただいているような状況です。よろしく申し上げます。

4番 そうしますと、この介護支援専門員育成費というのは300万円ほど出ていますけれども、例えば徳洲会にお金をやって誰かを育成していこうというお金だと思えるんですけども、例えばケアマネジャーを育成していこうとした場合、そこのケアマネの試験を受けるのに例えば5年間の実務経験とか必要なわけですよね。そうすると、5年間は育成しなくてはならないということになるわけです。これは単年度事業なのか、それともこういった支出をずっと続けていこうと考えておるのか。どういう考えで支出しているのか、質問いたします。

税務福祉課長 ただいまの件ですけれども、補助金の名称といたしましては研修というふうに名称になっておりますけれども、こちらにつきましては、研修というふうなことではなく、包括支援センターの職員として町のほうで働いていただいている分になります。あえて言うならば、包括支援センターの職員のほうで私どもが習うべきところは習うというふうな情報交換の場にもなっているかと思えます。

4番 そうしたら、そんな難しい話ではなくて、徳洲会からの派遣ということではなくて、町がそういったケアマネならケアマネ、プランを立てる人なら立てる人の研修員として町で雇用していますという、そういう形ではだめなんですか。何で民間業者がそこに入ってこないのだめなのかなというふうに思うんですけども。

税務福祉課長 舟形町の包括支援センターのありようからいえば、まずは自前で行っているというところでございます。それにつきましては、市町村いろいろ調べてみれば、包括支援センターを施設のほうにお任せしているとか、あとは社会福祉協議会のほうに委託しているというふうなところもあります。それで、舟形町については直営でというふうなことで今行っているわけですので、職員体制としてケ

アマネの資格を持っている方が市町村職員の中では看護師さんというふうなこともありますし、それで充足できるわけではないので、それで民間の施設のほうから着ていただいて、そのノウハウのある方を業務的なことで活用させていただいているというふうなことでございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、介護保険事業特別会計の質疑、審査を終結いたします。

本日は、これにて散会をいたします。

明日は午前10時より再開をいたしますので、午前9時45分までご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後4時05分 散会

平成 26 年 9 月 11 日（木曜日）

決算審査特別委員会会議録
（第 3 日目）

平成26年決算審査特別委員会第3日目

平成26年9月11日(木)

出席委員(9名)

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 鍬 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	

欠席委員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	総務課財政管財班長 小野 芳喜
総務課長 中山 進	代表監査委員 林 恭司
まちづくり課長 沼澤 繁夫	監査事務局長 高橋 明彦
税務福祉課長 矢作 めぐみ	農業委員会長 加藤 勝義
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教育委員長 太田 二三男
地域整備課長 矢野 正	教育長 齊藤 渉
会計管理者 結城 恵美	教育次長 伊藤 幸一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 明彦	主 査 大場 由美子
--------------	------------

本日の会議に付した事件

認定第5号 平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第6号 平成25年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第7号 平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
財産に関する調書の審査

午前10時06分 再開

委員長 おはようございます。ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しております。直ちに委員会を開会いたします。

平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 簡易水道事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑につきましては、ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いいたします。

4番 235 ページ、雑入の収入で、村山広域水道浄水処理障害給水応援費、この事業について質問いたします。

地域整備課長 この雑入につきましては、今年の7月だったと思うんですけども、災害によりまして寒河江川が濁流によって濁ったということで、そのの広域水道処理場が、その濁りがいつまでも続いた状況によりまして、各市町村から応援が行きまして給水をしております。村山だけでなく、天童、山形、あちこちの市、町のほうに給水のタンクを持って応援に行っております。舟形は天童市に割り当てされたわけなんですけれども、そこに町の水を運んで持って行って給水の応援をしたわけなんですけれども、それに伴って、日当代みみたいな形で天童市より入金されているものでございます。

委員長 ほかにありませんか。

1番 236 ページ、1項1目、その中で、成果表を見ると、166 ページ、(3) 水道施設(浄水場)の建設用地の確保が図られたとあります。沖の原、番地的には長者原かと思われましてけれども、そこに用地が確保されたということだと思います。その付近は農地の区域であり、隣接する場所にはヤマブドウ、ラフランス等々の果樹もしくは水田等があります。そういうものに関しては、特に果樹の関係はエスエスプレーで防除なり等が行われるわけなんですけれども、それとの協議なり安全性の課題を整理されているのですか。

地域整備課長 このたび用地を求めた箇所につきましては、ネギの選果場がありますけれども、その向かいあたりになります田んぼになっております。果樹につきましては農協のライスセンターの脇のほうにずっと道路を挟んであるわけなんですけれども、そちらのほうにありますので、果樹に対しての農薬散布をされても浄水場のほうにはそんなに影響はないのではないかなと感じております。

ただ、そういう面について、果樹農家さんとは特に打ち合わせを持ったという経過はございません。

1番 私の認識不足かわからないですけども、隣が杉林になっていて、その隣はラフランス畑になっています。奥のほうもラフランス畑になっております。ラフランス畑の隣は、ちょっと植えた範囲でブドウ畑になっております。今言ったように、コメの集荷も行われる、ネギの選果場も確かにありますけれども、防除に関してはできるだけドリフトを削減するような形でやっているわけなんですけれども、背中合わせではまるっきりご近所なわけです。地権者との買収の協議は恐らくされてこういう形で文面が上がってきているんだろうけれども、その以前に農業者との協議が必要ではないかと思えますけれども、されていないのですか。

地域整備課長 今委員が言われるように、果樹農家さんとの話し合いは特に持っていなかったわけです。ただ、浄水場でありますので建物そのものはございますので、その中に水が入るわけです。果樹農家さんが農薬を散布したとしても直接浄水場の水の中には入らないものではないかなと感じております。

ただ、隣接する場所でありますので、それについて今後果樹農家さんと協議は必要であるとすれば、その対応について、対策とかそういうものについて話し合いをもって対策を万全にもっていききたいなと感じております。

1番 私から見れば、安全・安心というものが強くうたわれている中で、順番が逆のように感じております。経壇原でいえば、マッシュルームさんが事業展開しております。その関係上、隣接する水田の圃場で、例えばJAさんのほうに空散防除の委託があります。しかしながら、マッシュルームさんのほうでは空気に混ざって、空気が滞留して菌舎にも空気が入ると、それにドリフトの薬剤を懸念されることがあるので、もしするんであれば取り決めなり写真なりを撮らせていただきますということがあって、なかなか厳しい状況で、JAさんのほうからは周辺の範囲を、距離数が多いから断りをさせていただいて農家のほうには説明しているという形があります。そういう状況の観点からいきますと、今回浄水場の予定地を策定する前に農家との協議をするのが先行だったのではないかと思います。今後、工事が予算の関係で進んでいこうかと思えますけれども、農家に不安を与えるような形ではなく、しっかりと農家との協議をして、安全・安心を確立するような協議をしていただきたいと思います。どうですか。

地域整備課長 今言われるように、町民の方に水道の水を飲ませるためにやはり安心して安全な水を送るという形だと思います。確かに農家の方と今話し合いは持っていないわけなんですけれども、これからそういうふうな面につきましても打ち合わせをしながら浄水場設備を計画していくという形になると思いますので、委員が言われるように、農家さんとも話し合いを持ちたいと考えております。

委員長 ほかにありませんか。

4番 ではもう1回、雑入に入るのではないかと思うので、234ページになるんですけれども、県民ゴルフ場、舟形の若あゆゴルフ場に、今でもそうかもしれないんですけれども、以前舟形町に水道水を供給していると思います。その供給に対しての収入があるはずじゃないかなと思うんですけれども、以前はあったんですけれども、それはもう供給しないことになったんで、多分この雑入あたりに入ってくるのではないかなと思ったんですけれども、今はゴルフ場に対しての水の供給というのはどういうふうになっていますか。

地域整備課長 ゴルフ場の水道につきましては、ゴルフ場は水道水を使っていないわけです。温泉で、若あゆ温泉が若あゆ大橋の下のほうに、対岸のほうに源泉がありまして、そこの井戸から若あゆ温泉に水を引っ張っております。その水をゴルフ場がいただいて水道水として使っているような形になっていますので、町の水道水とは全然関係ないような状況であります。

4番 もう一度確認しますけれども、以前、若あゆ温泉の温泉水を供給していた時期があったか水道水を供給していた時期、水道水を供給して沸かし湯でたしか風呂に入れた時期があったんですけれども、今は全て県民ゴルフ場で井戸水をくんで事業をやっているということで間違いはないですね。

産業振興課長 県民ゴルフ場の水道水につきましては、今地域整備課長が話したとおりに、若あゆ温泉で独自に調達している井戸水を、飲料水をゴルフ場に分けて供給しております。そういうことから、振興公社の運営の会計につきましては雑入として、25年度につきましては若干ほかの雑入にも入っているんですが、75万2,900円ほどの内数に相当分の県民ゴルフ場の水道水施設維持管理負担金ということで入金になっております。

4番 そうすると、結局、水道水の料金は若あゆ温泉の会計の中に入っているということなんだろうと思いますけれども、若あゆ温泉自体は舟形町の事業の水道水を使ってるわけですよね。使っていない。独自のやつ。そうなんですか。わかりました。それなら理解できましたのでいいです。

委員長 ほかにありませんか。

3番 232 ページの歳入のほうで水道事業収入がございます。欠損の種類の中で、徴税、未納の話も先般ありましたけれども、ここで水道事業の未収入、現年度分と滞納分で合わせて700万ほどになってございます。この額につきましては皆さんご存じのとおり年々ふえているという状況でございまして、反面、財務の内容で一般会計からの繰り入れが水道事業については前年度より半額になってございまして、大体工事が終了しているのに、大きな事業はないので繰入金が少ないかと思っておりますが、事業が好転しているにもかかわらず事業収入の未済がどんどんとふえているということについて、もっと対策を強化しなければならないと思います。監査委員の意見書にもございまして、水道供給をとめるなどの措置を講じているという表現がございまして、前年度、水道、実際に供給をとめた件数がどれくらいあるのかお伺いします。

地域整備課長 滞納繰り越し分、それから現年の水道使用料が加算されているということで、大分たまっていくような状況でございまして、3カ月以上納めない方につきましては督促状、それから直接電話、あるいは直接担当者がうちに参って納めてくださいよという形で話をしているわけなんですけれども、なかなかそれができない方がございまして、やはり滞納している方につきましては公共料金全般にわたって滞納している状況もございまして、水道料だけでも納めてくださいということを言ってもなかなか納められないような方がほとんどでございまして、3カ月以上滞納しますと水道をとめますよという通知をやりまして、その前に事前打ち合わせとしまして幾らでもいいから納めてくださいということで話をするわけなんですけれども、それも納めないでいますと停止しますよという通知をやって、停止するような形になるわけなんですけれども、その通知をやることによってわずかでも納めに来るといわれる方がほとんどでございまして、実際は今まで停止した方はございませぬ。

3番 実際に供給を停止した事例はないということですか。そうしますと、監査意見書の中にある、27ページに、3番目にくだりがありますが、水道料金は供給停止を講ずるなど、それらの努力をされているのは認められるがという、ここを読む限りでは私は供給停止をしていると判断したんですが、実際に課長のほうではないと言うんですか。

地域整備課長 済みません。去年の段階はなかったんですけれども、以前は何件かございました。ただ、去年ですと通知をやりまして、滞納している金額の全体ではないんですけれども幾らかでも納めるといって、納めればとめることはいかないものですから、去年の段階ではそういうふうには停止した方がいなかったという状況でございまして。

3番 そうしますと、この意見書は今まで、過去にそういうことがあったということで理解をしてよろしいわけですね。

そうしますと、今課長から3カ月を経過したらそういう通知を出すという話ですが、通知を出せば幾らか納めるといって、そういう事例があるのであれば3カ月を待たずに1カ月でも通知を出せばすぐ納めてくれるんじゃないですか。そういう方法をさまざま考えながらやらないと、きのうも2番委員からありましたけれども、そういう専門的な知識の方々を準備をして向かわないと、水道料金だけではなく、町の税金とか滞納分については回収ができないのではないかなと思っておりますけれども、そのあたり、もうちょっとやり方を考えて取り組んでいただきたいと思います。

地域整備課長 3カ月以上滞納がある方についてということでありまして、その前に段階的に話を進めているわけなんです。水道料を滞納している方に対しては、最初、水道料の料金を納入する相談をしております。その後、分割納めの方については納入の誓約書みたいなものを書いていただいて約束をもらうということもやっております。それも効かない場合は強制停止という通知を出すわけな

んですけども、そういうような段階を追って滞納者に対してましては説明をしている状況でございます。

委員長 ほかにありませんか。

2番 232 ページ、基金繰入 3,700 万とありますけれども、全体の収支を見てますと、大分収支バランスがとれるような形になってきているのかなという感じがします。というのは、公債費が減ってきているという関係もあるかと思いますが、決算審査意見書の 19 ページにあります、企業会計の原則をもって独立採算の確立に向けてなお一層の努力をお願いしたいというふうな文言について、町の考え、どういう考えを持っているのかお聞きしたいと思います。

地域整備課長 特別会計につきましては、今言われるように独立採算制という形をもっていくことが一番大事なことだと思うんですけども、水道、それから上下水道 3 回会計とも規模が小さいわけです。そうすると独立採算性もなかなか見えてこないという状況もございます。これは人口が多ければそれなりの使用料が入ってくるわけなんですけれども、人口そのものが少ない状況で収入はそれなりの収入しかないという状況もございますので、意外と難しいような面でございます。

ただ、一般会計からの繰入金をもって事業がある場合はそういうものを事業に充てるということで、繰入金につきましては、今のところそれがないと事業がやっていけないような状況でございますので、その辺をご理解いただきたいなと思います。

総務課長 水道会計、水道のみならずほかの会計についても一般会計からの繰り入れをしておりますけれども、これについては、例えば水道の場合ですと水道事業債を起こした場合についてそれが過疎債の分と水道事業債ということでの起債区分があって、それで起債を発行するわけですが、過疎債で発行した分、それから水道の分についても交付税措置がされております。起債については元利償還の 70%、そういったものが交付税に入ってきます。それから普通交付税の中には給水人口に応じて交付税措置が基準財政需要額として入ってきますけれども、そういったものは一般会計の普通交付税に一括して入ってきます。そういったことで、その中に水道分というものがあるということでありますので、それらについて特別会計のほうに繰り出してやるということになります。計算式等がありまして、基準内繰り入れ、一般会計から基準内の繰り入れの中でしか今のところ繰り出しておりません。あくまでも町のほうの単独でそれにかさ上げをして繰り入れしているということにはございませんので、基準内繰り入れ内で今のところ水道事業は終わっているということをご理解をいただきたいと思っております。

2番 そうしますと、回答を聞いていますと、地方交付税で来るんだから、一般会計からの繰り入れについては町独自の持ち出しはないということのように聞こえますが、私が言いたいのは、特別会計いろいろありますが、簡易水道事業特別会計が一番この企業会計の原則の収支にもっていける特別会計ではないのかなと思います。というのは、公債費 8,200 万程度ありますが、これに対して一般会計からの繰り入れが 3,700 万ということで、この公債費の償還が進んでくればおのずと収支バランスがとれるような形にもっていけるのかなという感じを受けたわけでありまして。そういったことで、今の答弁を聞いていますと、いつまでたってもこの企業会計という原則に基づいた独立採算的なことはできないという感じを受けましたが、そうなんですか。

町長 今、地域整備課長なり中山課長言いましたけれども、まず 3 つの特別会計、決算資料の 21 ページをちょっとごらんになってください。

20 ページの一般会計の地方債現在高、それから 21 ページが 3 つの会計の地方債の残高があります。これを見ますと一目瞭然であります。25 年度の地方債現在高 40 億 718 万 9,000 円、それと 21 ページ

の3つの会計、これを足してみてください。足してみますと約44億なんです。ですからここが一番の特別会計の林監査委員が言っている独立採算性、私も企業会計でありますので独立採算制度ということは一番の大きな目標でありますけれども、この辺がやっぱり精査していかないと独立採算はなかなか難しいだろうと。ですから、特別会計の収入は使用料なんです。簡易水道も私の記憶ですと10年以上値上げはしないという状況であります。そういう起債を、44億の記載を償還する手だてのためにはどうするか、収入を上げていくのか、値上げするのか。

あるいは歳出面。歳出面は3つの会計というものも一つの案として指定管理者制度もいいのではないかと実は思っております。ただ、値上げする場合も今消費税も8%から10%となってきますと、町民の皆さんの立場からいうと、消費税も値上げして、あるいは公共料金も値上げするのかというジレンマも実はあるわけでありますので、その辺のタイミング、時期というものを見ながら、まず指定管理者制度というものが一つのいい案ではないかなと、そこから独立採算性というものを目指していけばいいのかなと私は思っています。

2番 確かに町長の答弁のとおり、簡易水道、農業集落排水、公共下水道、この3つを考えていくとなかなか企業会計的な処理というのは非常に難しいだろうなという感じがするわけであります。この簡易水道事業特別会計が一番近い状況にあるのではないのかなということを感じたものだからあえて質問したところでした。

という中で、償還が減ってくれば収支的なバランスがとれるような事業というのが可能になってくるのではないのかなという感じがしました。ということで、農業集落排水とか公共下水道処理はまた別個の問題ということでご理解していただきたいなと思います。

町長 改めて申しますけれども、簡易水道も昭和40数年前からのですから今改修もやっていますけれども、今の時点は確かに2番委員のおっしゃるとおりなんです、私もそう思います。ただ、今度沖の原の第2簡易水道も大規模な改修をやります。そうするとまた借金がふえてくるわけです。ですから、年数がたてば長寿命化ということで新たな事業を起こさなければならないということも念頭に入れながら独立採算制をしていかないとなかなか難しい、こういうことを今申し上げておるわけでありませぬ。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、簡易水道事業特別会計の質疑、審査について終結いたします。

平成25年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 次に、農業集落排水事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 247ページの農業集落排水使用料の件についてなんですが、何%ぐらいの率で使用になっているのか、それを最初にお伺いしたいです。

地域整備課長 成果報告書の169ページをごらんいただきたいと思います。

この中に表がございますけれども、地区ごとに、定住人口から供用年月日、25年度の接続戸数という形であらわしております。5地区ございますけれども、それぞれ、上長沢からいきますと、水洗化率で97.31%、長沢が88.95%という形で、この水洗化率があらわれております。全体で87.65%ということで、右端の計のところにありますけれども、現在87.65%の水洗化率という形になっておりま

す。

9番 前にも一般質問等で話をしたんですが、せっかく素晴らしいものをつくってもらって、入らない人は入らない人で浄化槽等を使ってやっているんですけども、使用料が水道と一緒に払うわけでありますから、100%になれば若干安くなるのかなという考え方で、現在5軒が入っていないような形ですか。25年度で、継続していない。継続したのは6件かな。ということは、できれば、堀内をたとえと、上流のほうに排水ポンプを何か所かつけて上に上げているわけです。これを自然の力で下流のほうに、最上川の下流のほうに設置すればすばらしい機能だったんですが、そういうこともあるので、できれば、100%とはいかなくてもぜひ入ってもらい、継続してもらいたいということで、そういう努力はどういう考えで話とか何とかしていますか。

地域整備課長 堀内地区につきましては81.53%の水洗化率でございますけれども、まだ接続していない方が若干残っているわけです。そういう方に対してのお知らせとしまして、町報紙、それからホームページ等に載せまして、接続をお願いするという形でしております。年間、ことし、26年度も4月から5月の町報紙に載せておりますけれども、そういう形で町民の方にお知らせして、できるだけ早く接続するような形でもっていっているような状況でございます。

9番 町報等でやっているのはわかるんですが、入っていない本人、気づかないような感じなんですよ、話をしますと。せっかく町で莫大な金を使って、それこそ最上郡内でも舟形町が一番進んでいる事業でありますから、全員が、100%といわなくても、入っていない方に対してホームページ云々ではなくて、できれば入ってほしいというようなものをしてはいかがかなという考えでいるんです。周りから話を聞きますと、気づいていないのかなというような感じがします。

ただ、金のかかるものですから無理には言えないだろうという感じはしているんですけども、集落排水の中に入ってもらえば、浄化槽等も個人で云々ではなくてむしろ逆に使用料も幾らかでも安くなるんだと、入っている方に対して随分金が高いような感じがいたしますので、そこら辺もあわせてもう1回、個人的に勧誘ではないのですが、使用していただけるような方策はあるんですか。

地域整備課長 農業集落排水につきましては、当初でき上がった段階では補助金とかもございまして、接続に対してかなり最初のうちは加入したわけなんですけれども、現在はそういうような補助金もございません。ですから、1戸家庭で農集排に接続する場合はトイレとか台所、そういうものも合わせて接続する形になりますので、結構お金がかかるという面がございます。ですから、できるだけ早く個人の方に接続してくださいよという形をお願いするのは、はがきなり手紙なりである程度はお知らせはできると思いますけれども、委員が言われるように、絶対つないでくださいということは言えないので、何かかしらでできるだけつないでいただくようなお願いを今後していきたいと思っております。

まちづくり課長 それでは、ただいまのご質問の中で、町の制度と県の制度、リフォーム補助金という制度がありますので、こういった補助金を活用して水洗化ということもできますので、これをもっとPRして活用できるように進めていきたいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

7番 246ページの繰越金についてお伺いします。

当初は50万、補正予算額が277万7,000円、普通ならば調定額はこの2つを足して327万7,000円に近い調定額になるかと思っておりますけれども、補正予算に近い227万7,190円の調定額にどうなったのか、その経過をお伺いします。

地域整備課長 繰越金ですので、前年度決算が終わった段階で繰越金の額が確定しますので、その額がこのたびそういう227万7,190円という額になったわけです。

7番 普通ならば補正予算で補正していますので大体額に近い形の補正予算を計上するのが本来の姿ではないかと思います。監査委員の報告にありますとおり、予算の計上の仕方についてはよく精査してやってくださいという項目があります。そんな形でもう少し精査した形の、幾ら繰越金でも固まった時点で補正予算なり計上すると思いますので、その辺をお伺いします。

地域整備課長 当初で50万でございますけれども、補正では227万7,000円、合わせまして277万7,000円の予算現額を終えておるわけです。確定した段階でその額が277万7,190円ということで、予算現額よりも190円多くなった形であらわれておりますので、予算調定額と収入済額は変わらないという形になってきているわけです。

委員長 7番委員、いいですか。

7番 済みません。恐らく勘違いかどうかわかりませんが、当初の繰越金が50万、当初予算。それで補正予算が227万7,000円、それで予算現額がそれを足すと本当は300……

委員長 暫時休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時01分 再開

委員長 再開します。

ほかにありませんか。

7番 今、私の計算違いでご迷惑をおかけいたしました。ただいまの発言を取り消したいと思います。よろしくをお願いします。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、農業集落排水事業特別会計について、質疑、審査を終結します。

平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 次に、公共下水道事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。公共下水道事業、質疑ありませんか。

1番 先ほどの質問、集落排水事業でもやっぱり推進に力を入れるべきだという形で、集落排水事業の成果表に関しては設置場所、おおむね地区単位で利用人口、設置戸数等が成果表としてあらわれています。公共下水道の場合は範囲が広うございます、しかしながら、まとまった形での定住人口、接続戸数云々の成果表になっておるわけです。これを集落下水のような感じで、集落単位でどういう戸数、人口で接続率になっているのかという表を示していただければ、それなりのいろんな形の中で地域で検討にもなろうかという形にとれるかなと思いますので、ぜひ、こういう成果表をつくるのであれば地区別の数字をあらわすことができませんでしょうか。

地域整備課長 集落単位の地区別にあらわしている数字はございます。それによりますと、一個一個数値言ったほうがよろしいでしょうか。(「今言わなくてもいいよ」の声あり) 集落ごとのものはございますので、あとで資料を提出するような形。

委員長 それでは皆さんにお諮りします。ただいま1番委員からありました集落ごとの成果表の提出について、提出することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、後日、成果表の提出を求めます。

1番 いろんな形の中で、県下でも最も進んでいるという形の中で監査意見書のほうにもあります。その中でやはり 100%ではないわけです。全国的にも Deng 熱、いろんな形の中で汚水、要するにちょっと環境の悪いところを媒体としていろんな伝染病等々なりがまだ心配されるようなことがあります。こういう下水につないでいなくて、合併浄化槽をやっているから公共下水道につないでいないというふうに解釈しても 81.9 であれば、公共下水にはつないでいないけれども合併浄化槽にもつないでいないという数値も分離して把握しているのかということも大変重要性があるかと思えます。そういうものもやはりしっかりとした中で指導して行って、できるだけ普及に努めていただきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

9番 先ほど農集排のときに話を聞いたんですが、公共下水も、例えばうちで直すとなれば莫大な金がかかりますので、その辺の補助、同じような補助があるのか聞かせてください。

まちづくり課長 先ほど説明したリフォーム補助金、公共下水道事業のための水洗化にも活用はできません。

9番 ちなみに金額、できますか。1件で大体幾らぐらいですか。

まちづくり課長 事業費の 10%で上限が 20 万ということになります。

済みません。同じように県もそれに加算ということになりますので、20 万、20 万で 40 万となります。要件が、県と町が若干違いますので、その辺、要項がありますのでよろしくお願いします。

委員長 ほかにありませんか。

1番 関連になりますけれども、今まちづくり課長が示された件、町のリフォーム補助金、これは大変重宝されているような補助金かと思えますけれども、なかなか舟形町の利用件数がいろんな面から見ると少ないのではないかなと思えます。もう少し内容を掘り下げて、こういうものにも使えるよという理解をしてもらうような普及をぜひお願いします。

委員長 1番委員、関連質問でよろしいですか。

1番 はい。

まちづくり課長 それは周知に努めたいと思います。よろしくお願いします。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、公共下水道事業特別会計の質疑、審査を終結いたします。

財産に関する調書の審査

委員長 次に、財産に関する調書の審査を行います。説明をお願いします。

総務課長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。

4番 それでは、268 ページの物品について質問いたします。

この中の発電機、去年なかったということで入れた、どこのものだということで町のものだということになったと思います。それで、発電機は主に公民館とか主要な施設に設置したと思うんですけども、保守点検、このあたりをどのような形で行っているのか、どういう体制で行おうとしているのか、その辺を質問いたします。

総務課長 特に町のほうでは点検ということはやっておりませんが、地域のほうに、それを公民館等に

配置していただいておりますが、町内会のほうにそれについて点検をしていただきたいということでお願いをしております。特に、せっかく整備されておりますので、いろんな地域の行事の関係で使っていただいて、動作関係についても確認していただくように町内会にはお願いしているところがあります。

4番 そうしますと、動作がおかしいとなったときは町内会で修理をするのか、あるいは役場に報告を求めているのか、役場が修理をするのか、その点質問いたします。

総務課長 これは町の財産ということで整理をしておりますので、壊れた場合については町のほうで修理をするということになるかと思います。

4番 最後に、ないとは思いますが、発電機というのは納入するときエンジンオイル、燃料ではなくてエンジンにオイルが入っていないとセンサーがついていて回らないということがあるんですけども、そういったところは完璧に点検して整備して導入していますよね。

総務課長 導入時に職員のほうで点検をして各町内会にお渡ししているもので、その部分については問題ないと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

1番 269 ページ、3基金、(2)ー1 定額基金の状況ということで3項目ありますけれども、私の勉強不足かなと思っておりますけれども、水田転作家畜云々の1,200万何がしの数値と、乳牛の400万何がしの数字、監査意見書ではもう牛はいないよと、果たしてこの数字はどうなるのという形かなと。この数字はずっと同じような数字でここ、私たちになってから3年、同じような数字を見ております。上の数字もさほど変わらなく、頭数は前後しているものの金額1,100万何がしのままで、下の数字は416万何がしで、金利等が動くのが若干動きがあるかと思っておりますけれども、今後の対策、どういう経過の事業でいつからなのかというものを、私だけ知らないのであれば大変恐縮ですけれども、説明していただければと思います。

産業振興課長 定額基金の制度が始まった時期については、ちょっと私勉強不足で後で調べて報告することでご了承をお願いしたいんですが、この基金の目的は、牛を導入する際に資金が伴うわけですからそれを運用しやすいようにということでこの基金を設定して、そして畜産農家の支援を図るということで導入しているこの基金の内容かと思うんですが、25年度につきましては表に書かれてありますとおり4頭を購入し、畜産のほうの運営に当たっていると。今年度につきましても五、六頭、ちょっとはっきりした数字はわからないんですが、この基金を活用して畜産の拡大、振興に努めているということでございます。

1番 今、農業関係全般的に厳しい、厳しいと言われている中で、いいことないような感じですけども、畜産関係もかなり厳しい状況で、こういう基金を活用しながら応援していくことも必要かと思っておりますので、ずっと続けていく方向なのかという形、乳牛及び肥育牛云々、この数字、400万何がしというのは、これ皆無というのは、いつの時期に貸し出した牛であって、これをいつまで尾を引いてこの数字を残し続けるのか、言ってみれば回収できない不納な形の中で、財産であってもこの数字を処分するか何か方向性というのはどういう形を考えていますか。

産業振興課長 この基金の運用については、畜産振興を図る上でも今後も継続して活用していかなければならないのではないかと思います。貸付期間なんですけど、これまでの経過そのものかと思うんですが、5年の貸し付けから償還期限、この償還期間につきましては5年という中で運用しております。

1番 5年。それを過ぎれば税金のように不納欠損処理するのかということもあるんですけども、この牛、借りる牛が、この400万何がしというのが、上のほうは頭数が動いていて金額が動いているか

ら進捗しているんだろけれども、3段目の乳牛及び肥育牛導入事業基金 400 万何がしはもうずっとそのままの数字なんです。これをこういう形なんだよという形で何か文書か何かで提出していただけるんですか。理解してもらえるように説明していただけるんですか。

委員長 暫時休憩します。

午前 11 時 26 分 休憩

午前 11 時 28 分 再開

委員長 再開します。

総務課長 この基金等については、まず 1 つ、乳牛及び肥育牛については現金で 416 万 2,263 円を持っているということですので、これで貸し付けを受けたいという方についてはこの原資の中から貸すということになります。貸し借りが無いということでありまして、ここ数年の乳牛関係、肥育牛関係の畜産関係が悪いので導入実績がないわけですが、この基金については上のほうの水田転作のほうと一緒に、最初につくったときに国のほうのお金も入っているというふうに聞いております。そういったことで、廃止をしようとしておった時期もあったんですが、それはまずいという指導があつてこのままになって、今現金として基金で持っているということでございます。

国のほうでそれを一般会計のほうで戻していいとか半分返せとか、そういうふうなことになった場合については廃止することもあります。今の段階では基金の廃止をしてはいけないというふうに指導があるので、今貸し付けがなくても一応基金としてとっておくということ、これについては利息等がふえるわけですが、それは予算を通して明朗にしてとっておくということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ほかにありませんか。

7 番 基金のふなっこ育成振興基金、25 年度に新しく基金が創設されたわけですけども、運用実績を、もしわかれば。

教育次長 25 年度はここに書かれてありますとおりにございませぬ。（「現在の運用実績」の声あり）現在は、今回の補正で各保小中のほうに図書を購入ということで備品費として 10 万ずつ、計 30 万計上してあります。

7 番 この基金は、そうすると基金を、教育委員からもらった基金を設立して、その中からいろいろな学校なり図書なりのいろいろな関係でふなっこを育てるためのあれに出すと。あくまでも基金が減ってなくなればそれで終わりという基金だったか、その辺お伺ひします。

教育次長 基金につきましては、昨年 12 月に積み立て、教育寄附というところで、この基金に入れるというふうに考えて決めてあります。運用につきましては、平成 25 年度に小学校が統合したということで、各旧小学校区での、いわゆる地域での教育力が低下しないように、そういったところでの教育活動について、地域の人たちが教育活動をする場合にそれを支援するためにということと、あわせて学校、保育所、中学校、小学校の図書、文庫をつくるということでご承認いただいている事業でございます。

委員長 ほかにありませんか。

5 番 私からは、山林についてお伺ひします。

前にも、前の課長のときにいろんな質問をしたことがありますが、山林は 139 ヘクタール、膨大な姿があることになっております。ただ、今個人の山でも境がわからないとか、いろんな時代の流れで山が重きを持たないという時代の中で、役場が旧態依然として、この面積だけはあるんですがその所

在、そういうものが行政の中ではわかっているのでしょうか。

総務課長 地籍調査を実施しておりますので、境界も全部座標を持っております。その台帳も一筆一筆の台帳を整理しておりますので、現場的なずれがあるかもしれませんが、そこを例えば買収をしようという場合については、三角点からその座標の位置が求められますので、そういったことで管理ができると思います。

大場委員が言われるように、139の莫大なやつを役場のほうで全部境界がわかるのかと言われればわからないわけですが、復元することは可能ですので、そういったことで対応するしかないのかなというふうに考えております。

5番 せっかくのこの膨大な財産を、逆に言えば、山を今売買する時代は過ぎ去ったように考えますが、ただ、無用の長物を行政だけで持っていては仕方がないのではないかなと。逆に言えば、売れる場所があればやはり売ったほうが得策ではないかなという感じがします。だから、この数字的なものを前にいろいろ聞くと、同じ姿が旧態依然として残っているわけなんです。ただ、今台帳にはあるから間違いないだろうということですが、やはり有効活用のためにも、できれば、場所においては処分する方策を考えたことはないのでしょうか。

総務課長 売買の依頼等が来れば具体的に検討するわけですが、そういったことがないので、今ちょっと考えられるのは、まずこの139ヘクタールのうち、県との県行造林とか分収林契約をやっていて、そういったものもあると思いますけれども、そういったところについては契約の間木を育てなければならぬということで、その分野を除いた部分についてどうしようかということについては、今後、例えば再生可能エネルギーの中でそういったところから木を伐採して持ってきてそういったペレットをつくったりすることも可能だと思いますけれども、そういったことについて地球温暖化計画等の策定も求められつつありますが、そういった中で検討の材料にしていきたいと思います。

5番 今課長から説明があったとおり、やはり有効活用とした意味では、図面の中でどこにどのような町の土地があるかという、もう1回精査しながら有効活用に努力をお願いしたいなと思うわけです。以上です。

3番 267ページの有価証券と出資の関係でございしますが、先ほど課長の説明で、有価証券で1件地域云々の廃止、下の県労働者基金の解散ということで、2件戻しがあるという話がありましたけれども、上の有価証券の50万の戻しは41ページの雑入で、時価で43万ほど帰っていますが、下の県労金の170何がしはどこで受けているのか、ちょっと私探せなかったもので、そこだけ教えていただきたいと思います。

総務課長 ちょっと見えづらくて大変申しわけありませんが、34、35ページ、実際のページは35ページになりますけれども、ここに一般寄附金421万9,000円がありますけれども、一般寄附金の中の備考欄の178万8,000円、これが山形県労働者信用基金協会の返還金、解散に伴うお金になっております。

3番 わかりました。失礼しました。

ただ、これは出捐ですよ。出捐というのは給付なんだから戻ってくるんですか。たまたま戻ってきたからいいものの、普通出捐というのは戻ってこないんじゃないですか。

総務課長 基本的にはそのまま出しっぱなしというのがありますけれども、これについては解散のときに多分財産を持っていたんだらうなと思います。その財産を各出捐された団体に配分しているというふうに理解しております。

4番 269ページの基金の中の緊急経済対策事業基金、これは現在未残高ゼロになっていますけれども、

これは廃止ということだとすると、ただゼロになっていてまた積み増すのかわからないですけども、廃止だとしたらその理由について質問いたします。

総務課長 これは国の経済対策のときに年度末に国のほうで補正をされまして、そのうち、たしか3,000万ぐらいだったと思いますけれども、それを基金のほうに積んで、その年でなくて翌年度使っていい基金、翌年度以降、1年だけでなくて使っていいという基金が創設をしていいということになりました。そのときに基金を創設しまして、時限立法だったので何年以内に使えるということがあったので、その期限を基金条例のほうに定めております。その基金の終期が来ましたので、このお金を、1,059万6,633円の残金をその年に緊急経済対策事業に振り分けて、基金を落としてそれを充当しましてなくしているということになります。基金条例自体には終期が来ていますので、なくさないで国のほうに返還するというところもあるということで、これは25年度中に基金から取り崩して充当しているということになります。

4番 そうしますと、来年度の決算書にはこれがなくなってくるという理解でよろしいですか。

総務課長 そういうことになります。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、財産に関する調書の審査を終結いたします。

以上を持ちまして、一般会計並びに6特別会計決算及び財産に関する調書の審査を終了いたします。

3日間にわたる審査、大変ご苦労さまでした。

委員長がふなれなために議事進行上大変ご迷惑をおかけしましたが、皆様のご協力によりまして、予定の期間内に終了することができました。心より御礼を申し上げます。

これを持ちまして、平成25年度決算審査特別委員会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。

午前11時41分 閉会